

1. 議事日程

(平成19年第1回安芸高田市議会3月定例会第1日目)

平成19年2月28日
午前10時開会
於安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第4 施政方針
- 日程第5 議案第1号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第6 議案第2号 安芸高田市特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第3号 安芸高田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第4号 安芸高田市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第5号 安芸高田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第6号 安芸高田市特別職で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第7号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意について【ふれあいセンターいきいきの里ほか54件 再指定】
- 日程第12 議案第8号 財産の無償譲渡について
- 日程第13 議案第9号 広島県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について
- 日程第14 議案第10号 広島県市町公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び組合規約の変更について
- 日程第15 議案第11号 安芸高田市無線アクセス施設の設置及び管理運営に関する条例

- 日程第 1 6 議案第 1 2 号 安芸高田市無線アクセス施設管理運営基金条例
- 日程第 1 7 議案第 1 3 号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意について【本郷
地域活動拠点施設ほか 2 件 新規】
- 日程第 1 8 議案第 1 4 号 過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 1 9 議案第 1 5 号 安芸高田市税条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 0 議案第 1 6 号 安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 1 議案第 1 7 号 安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 2 議案第 1 8 号 安芸高田市予防接種健康被害調査委員会設置条例の全部を改
正する条例
- 日程第 2 3 議案第 1 9 号 安芸高田市農村公園設置及び管理条例
- 日程第 2 4 議案第 2 0 号 安芸高田市企業立地奨励条例
- 日程第 2 5 議案第 2 1 号 字の区域の変更について【田草川地区 1 工区】
- 日程第 2 6 議案第 2 2 号 字の区域の変更について【地籍調査事業】
- 日程第 2 7 議案第 2 3 号 安芸高田市災害危険区域に関する条例
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号 安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 9 議案第 2 5 号 市道の認定について【県道廃止により不用となった旧県道の
市道認定】
- 日程第 3 0 議案第 2 6 号 安芸高田少年自然の家設置及び管理条例
- 日程第 3 1 議案第 4 0 号 平成 1 9 年度安芸高田市一般会計予算
- 日程第 3 2 議案第 4 1 号 平成 1 9 年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 3 議案第 4 2 号 平成 1 9 年度安芸高田市老人保健特別会計予算
- 日程第 3 4 議案第 4 3 号 平成 1 9 年度安芸高田市介護保険特別会計予算
- 日程第 3 5 議案第 4 4 号 平成 1 9 年度安芸高田市介護サービス特別会計予算
- 日程第 3 6 議案第 4 5 号 平成 1 9 年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 3 7 議案第 4 6 号 平成 1 9 年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会
計予算
- 日程第 3 8 議案第 4 7 号 平成 1 9 年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算

日程第 39 議案第 48 号 平成 19 年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算

日程第 40 議案第 49 号 平成 19 年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算

日程第 41 議案第 50 号 平成 19 年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算

日程第 42 議案第 51 号 平成 19 年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算

日程第 43 議案第 52 号 平成 19 年度安芸高田市水道事業会計予算

日程第 44 議案第 27 号 平成 18 年度安芸高田市一般会計補正予算 (第 7 号)

2. 出席議員は次のとおりである。(21名)

1 番	明 木 一 悦	2 番	秋 田 雅 朝
3 番	田 中 常 洋	4 番	加 藤 英 伸
6 番	川 角 一 郎	7 番	塚 本 近
8 番	赤 川 三 郎	9 番	松 村 ユ キ ミ
10 番	熊 高 昌 三	11 番	藤 井 昌 之
12 番	青 原 敏 治	13 番	金 行 哲 昭
14 番	杉 原 洋	15 番	入 本 和 男
16 番	山 本 三 郎	17 番	今 村 義 照
18 番	玉 川 祐 光	19 番	岡 田 正 信
20 番	亀 岡 等	21 番	渡 辺 義 則
22 番	松 浦 利 貞		

3. 欠席議員は次のとおりである (なし)

4. 会議録署名議員

15 番	入 本 和 男	16 番	山 本 三 郎
------	---------	------	---------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市 長	児 玉 更 太 郎	副 市 長	増 元 正 信
副 市 長	藤 川 幸 典	総 務 部 長	新 川 文 雄
自 治 振 興 部 長	田 丸 孝 二	市 民 部 長	杉 山 俊 之
福 祉 保 健 部 長 兼	廣 政 克 行	産 業 振 興 部 長	清 水 盤
福 祉 事 務 所 長		教 育 長	佐 藤 勝
建 設 部 長	金 岡 英 雄	消 防 長	竹 川 信 明
兼 公 営 企 業 部 長	沖 野 清 治	美 土 里 支 所 長	立 川 堯 彦
教 育 次 長	平 下 和 夫	甲 田 支 所 長	穴 戸 邦 夫
八 千 代 支 所 長	猪 掛 智 則	総 務 課 長	高 杉 和 義
高 宮 支 所 長	益 田 博 志	社 会 福 祉 課 長	重 本 邦 明
向 原 支 所 長	垣 野 内 壯	財 政 係 長	広 瀬 信 之
財 政 課 長	廣 瀬 信 之		

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名（4名）

事 務 局 長	増 本 義 宣	議 事 調 査 係 長	児 玉 竹 丸
書 記	国 岡 浩 祐	書 記	倉 田 英 治

~~~~~○~~~~~

午前 10時00分 開会

○松浦議長

それでは、定刻になりましたので、ただいまの出席議員は21名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成19年第1回安芸高田市議会定例会を開会いたします。

議事に入ります前に、1月12日にご逝去されました、故小野剛世前議員に対して黙祷をささげたいと思います。

全員ご起立お願いをいたします。

黙祷をお願いいたします。

(黙祷)

黙祷終わります。

ご着席ください。

続いて安芸高田市議会を代表して、新政会の玉川祐光君から、小野剛世前議員に対し、追悼の演説を行います。

玉川祐光君の登壇を求めます。

○玉川議員

ただいまから、安芸高田市議会を代表して、故小野剛世議員のありし日の御尊容を偲び、今ここにご遺族の胸に抱かれての参列の前に、謹んで追悼の言葉を申し述べます。

あなたは、平素は極めて頑健な方でありましたが、客年病魔の冒すところとなり、以来優れぬ日々をお過ごしであったことは存じておりました。日ごろご壮健でありましたので、日ならずして全復されることを信じておりましたのに、突然の訃報に接し、何かの間違いであろうと強い疑念を持たざるを得ませんでした。長年のあなたの毅然たるその歩みに思いをいたすとき、まことに惜しみて余りあるものがございいます。ご遺族の胸中に思いをいたし、惜念の情を禁じ得ないものがございいます。あなたは、地元有志を初め、多くの町民に推され、平成十五年に初めて向原町議会議員に当選されてより、向原町議会議員として、そして、合併後も、本市議会で大いなるご活躍をなされましたことは、広く市民の知るところでございます。あなたの優れた知性と先見性、そして、その洞察力に加え、清廉潔白なる人柄をもって、その理念のいたすところ持ち前の手腕をいかんなく発揮され、民意を代表する真の議会人として力強いリーダーシップを発揮され、縦横のご活躍をなされ、もってその間町政・市政壇上に捧げられた情熱、そしてその尊い精神とご功績は、とこしえに本市政史上に残るものと存じます。天さらに長寿を与えしならば、今後の市政推進により一層のご尽すいをいただけたであろうと思うとき、今さらながら偉大であったあなたの面影がほうふつと眼前によみがえり、追慕と愛惜の情、まことに切なるものがございいます。

今は亡き故小野剛世議員の御霊の御冥福を心からお祈り申し上げ、ご遺族皆様の前途に限りなきご加護を賜わりますよう念じますとともに

に、本市の発展と平安をお守りいただき、安らかなるお眠りをご祈念申し上げまして、追悼の辞といたします。平成19年2月28日、安芸高田市議会議員 玉川祐光。

○松浦議長 ここで暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時05分 休憩

午前 10時06分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長 それでは再開いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、予めお手元に配布したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。  
事務局長、増本君。

○増本事務局長 諸般の報告をいたします。  
第1点、市長並びに教育委員長より、本定例会に説明員として出席委任するものの職氏名の一覧表が提出されております。

第2点、市長より3千万円以上1億5千万円未満の工事請負契約締結についての報告がありました。

第3点、監査委員より平成18年11月分・12月分・平成19年1月分の例月出納検査結果の報告がありました。

それぞれの写しをお手元に配布いたしておりますのでご了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。

○松浦議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○松浦議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、15番 入本和男君、16番 山本三郎君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期の決定

○松浦議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開きご協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長 杉原洋君。

○杉原委員長 議長。

○松浦議長 はい。

○杉原委員長 平成19年第1回定例会の運営につきまして、去る、2月20日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので報告をいたします。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から3月23日までの24日間といたしました。

議事の都合により、3月2日から3月6日まで、3月10日から3月22日までを休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、諮問1件、同意1件、議案52件、計54件でございます。

議案審議についてでございますが、議案第1号から議案第26号までについては、お手元の付託表のとおり、それぞれ各所管ごと一括して上程し、提案理由の説明の後、一括質疑を受け、各常任委員会に付託することといたしました。

さらに、議案第40号から議案第52号までの、平成19年度一般会計予算ほか特別会計予算等、13件の予算案については、一括して上程の後、一括質疑を受け、その後議長を除く20名で構成する予算審査特別委員会を設置し、審査を付託いたします。

その他議案第27号から議案第39号までの13件の補正予算案と、最終日に上程されます同意第1号及び諮問第1号の計15件については、付託を省略することといたしました。

予算審査特別委員会の審査は、3月21日までに終了するよう運営方よろしく願いいたします。

一般質問の取り扱いについては、明日正午の締め切り後に、委員会を招集いたし協議いたします。なお、条例規則の一部改正の件や各種要望書等について、各委員会において審査のうえ、整いましたら最終日に発議案件として提案される予定となっておりますこと、申し添えさせていただきます。

以上、報告を終わります。

○松浦議長

お諮りいたします。

ただいまの委員長の報告のとおり、会期は24日間とすることにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は24日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○松浦議長

日程第3、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦にすることに決しました。
お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決しました。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に、松浦利貞を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました私を広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました私が広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしました。

会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第4 施政方針

○松浦議長

日程第4、施政方針。

ここで、市長の施政方針の表明を受けます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

平成19年度の施政方針について申し上げます。

平成19年安芸高田市議会第1回定例会の開会にあたりまして、提出いたしました予算案並びに関連議案の概要をご説明いたしますとともに、新年度における市政運営の基本方針と諸施策の大要について、私の所信を述べ、議員の皆様方をはじめ、市民の皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

安芸高田市は、合併に伴う市制施行から、早や4年目を迎えることとなりました。この日を迎えることができましたことは、市政の運営に対する皆様方のご理解とご支援、お力添えの賜物と深く感謝を申し上げます。

平成の大合併前、広島県には86の市町村がありましたが、現在では23市町と激減し、3年前のことが、今では昔日の感を覚えます。大規模な市町村合併、地方分権の推進、地方自治体の抜本的な構造改革の流れ等、地方自治体はかつて経験したことの無い大きな転換期に立たされています。こうした、現在の自治体を取り巻く厳しい環境の下にあって、本市といたしましては、議員の皆様のお力添えをいただきながら全職員が一丸となってこの難局を乗り越え、夢と希望を持てる、心を大切にされた地域の構築を目指してまいります。我が国の経済情勢は、都市部においては企業収益の改善等による改善が広がってお



るように思われますが、雇用の需要が拡大し個人消費も持ち直しつつあることなどから景気の底堅さが確認され、デフレを脱却したといわれております。しかしながら、地域間の回復力はばらつきがあり、とりわけ中山間地域に属する本市においては沿岸都市部のような景気回復が実感できないのが実情でございます。

また、現在国が進める三位一体の改革により、部分的な税源移譲が行われるものの、国庫補助負担金の削減、地方交付税制度の見直しなどにより、歳入財源の安定した確保が不透明な状況になっており、地方自治体の財政はさらに厳しい状況にあります。県からの事務の権限移譲につきましては、平成18年度までに、県道改良事業など14項目の事務権限の移譲を受けております。新年度には、旅券の申請交付業務など34項目の権限移譲を受ける予定としております。いずれにいたしましても、国の動向を注視しながら市民に最も身近な基礎的自治体として、地域の実情や要望に沿った行政を自主的・総合的に担っていけるよう、計画的な事務の移行に努めてまいります。

平成17年度を起点とする本市の行政改革の取り組みは、第一次計画期間の半ばを迎えます。この間、行政改革大綱とその実施計画に基づき改革を推進し、一定の成果が見え始めております。行政運営から行政経営へ転換を図るための客観的な手段である、行政評価システムにつきましては、昨年、事務評価の試行導入をしましたが、新年度から、事務事業全体を対象に本格導入を実施します。さらに、長期総合計画の次期見直しへ向け、施策評価導入のための準備作業にとりかかります。

また、職員定員管理適正化計画の実施や団塊の世代の大量退職に伴う職員数の減少に対して、個々の職員の能力開発を図るとともに、意識改革を一層加速させ、少数精鋭の人材育成に努めます。

なお、平成19年から地方分権に伴う税源移譲により国の所得税と地方自治体の住民税の税率が変更され、十分とはいえませんが地方への配分率が上がります。納税者にとって基本的には税負担の総額は変わりませんが、市税の税率配分が高くなり、市の行政運営への注目度が増すことから、今まで以上に納税者の視点・感覚に立った行政運営が求められます。

次に平成19年度の予算編成の基本方針でございます。旧6町時代から、また合併後において、本市の財政運営の安定性を判断する指標数値はいずれも悪化しているのが現状で、特に財政構造の判断基準とされる数値は警戒を要する状態から危機的状況を迎えつつあり、厳しさを増す財政の現況を示しております。合併して4年目を迎える現在、人口3万3千人余りの市の規模としては、義務的経費、經常経費は勿論、将来の財政負担を伴う地方債に依存した投資的経費の歳出規模も極めて大きく、類似団体の予算規模と比較すると大きく乖離しているのが現状でございます。一刻も早く類似の自治体並みに予算規模をス

リム化した上で、政策的な経費に充当する財源を少しでも多く確保する必要があります。このような中であって、本市は、今後とも真に必要な住民サービスの水準を確保しながら、主要事業を早期に実現し将来に向けて持続可能な行政運営を進めるために、健全で安定した財政を基本に、さらなる内部努力や事務事業の抜本的な見直しなど、一層の緊張感を持って行財政改革を推進するとともに、安芸高田市総合計画に掲げる施策事業を着実に推進し、目標とする、住民と行政が奏でる協働のまちづくりの形成に向けて取り組んでいかなければなりません。平成19年度の予算編成にあたっては、職員それぞれが自覚と責任と誇りを持ち、市民の視点に立った行政経営を基本とし、住民サービスの維持・向上を目的として主体的かつ積極的に知恵を出し合い、適正な財源確保と徹底的な経費の見直しをこころがけた、限られた財源を最大限に有効活用するために厳正な施策選択や重点化を推進し、市民に信頼される、より効率的・効果的な行政執行と財政運営の確立に徹することを基本として予算を編成しております。

施策の大要でございますが、安芸高田市総合計画に掲げる施策の体系に沿い、平成19年度予算案に伴う施策の大要について、ご説明を申し上げます。

まず1に、快適で賑わいのあるまちづくりでございます。本市の特徴である田園と緑豊かな山並み、清流に囲まれた自然と歴史を生かしながら、都市的な魅力もあわせ持つ快適でうるおいのある生活空間や安心とゆとりをそなえた住みやすさ、多様な働く場が確保された安芸高田市を目指して、時が心地よく流れ、心ときめく暮らしの中で、市民一人ひとりが生き生きと輝き、心豊かに暮らせるまちづくりを推進してまいります。

個性あるまちづくりでございますが、現在整備中の、市役所第2庁舎・総合文化保健福祉施設につきましては、本年10月に完成いたします。新市建設計画の主要事業の一つであります本事業が、合併後、3年余りという早い期間で完成をみますことは、市民の皆様のご理解と、議員各位のご協力の賜物と深く感謝を申し上げます。一方、各地域の拠点となります、八千代、美土里、高宮、甲田及び向原の5支所につきましては、元議場などの施設の有効利用を図るため、新年度に全体的な施設の利活用計画を策定し、今後、計画に基づき改修等を進めてまいります。

また、美土里町内の4カ所の旧小学校跡地につきましては、平成18年度に3カ所の整備を行いました。新年度は、旧横田小学校跡地に地元振興会の拠点施設の整備を行います。なお、第2庁舎の完成に併せ、市民の皆様のご利便性を考慮し、市役所の窓口業務の時間の延長を計画し、より一層のサービスの向上を図り、市民の皆様にご信頼される市役所を目指します。美しいまちづくりの推進につきましては、本市が有する豊かな水環境や自然を生かし、訪れる人々に感動を与え市

民の皆様が誇りを持てる、個性豊かで美しいまちづくりの実現へ向けた、フラワーロードなどの環境美化や道路管理など、市民による自主的な活動を促進・支援してまいります。また、新年度は市民からの公募による、市の花・市の木の制定を目指し、現在、安芸高田市にふさわしい新たなシンボルを定めることにより、市民が共通の目的と認識のもと、まちづくり・地域づくりに取り組める機運と一体感の醸成に努めてまいります。

定住と交流のネットワークづくりでございます。現在、整備区間として指定されています地域高規格道路、東広島高田道路、向原～吉田区間につきましては、その必要性、重要性から、平成18年度から建設部内に地域高規格道路対策室を設け、早期の実現を目指しております。向原～吉田間につきましては、測量・設計が完了し、昨年来、地元説明会を開催したところでございます。新年度におきましては、県と一体となって、用地測量、建物調査等を進め、早期に工事着工ができるよう用地買収、建物等の補償交渉に着手してまいります。また、それと並行して、国道54号線可部バイパス、県道原田吉田線、主要地方道吉田豊栄線向原バイパスなどの早期整備へ向け、関係機関との連携・協議を促進し、国・県また、広島市との事業調整を進め、幹線道路網整備の取り組みの強化を図ってまいります。旧町間をつなぐ市の主要路線、地域間を結ぶ幹線道路につきましても、事業期間を考慮し必要性を勘案して計画的に整備を進めてまいります。県の権限移譲を受け事業実施しております、5路線の県道改良及び20路線の県道維持補修事業につきましても、他市町と本市を連結し、また、市道と一部一体感をなす道路網であることから、引き続き計画的に整備に努め、市道改良と合わせ体系的かつ整合性を図った道路網整備の促進に努めます。

次に、公共交通体系の整備につきましては、合併直前に策定した、生活交通確保対策計画に基づき、地方バス路線の再編を図りましたが、少子高齢化、生活行動様式の変化などによりまして利用者が伸び悩み、料金収入が減少した上、原油価格の高騰による燃料費の増加等により路線維持に係る経費が、再編前より増加する結果となっております。現在、バス運行の範囲外となっております地域を対象として、予約乗合タクシーを委託運行しておりますが、これらを総合的に連動させ、利用者の皆様の利便性に配慮した上で、費用対効果を勘案し、さらに地方バス路線体系の再検討を図ってまいります。一方、市内を縦断しております鉄路、JR芸備線及びJR三江線につきましては、その必要性を十分認識し、継続して利用の促進を図ってまいります。また、利用者の多い向原駅、甲立駅に市営の駐車場を設置しておりますが、一時利用者の駐車場料金収納の簡素化を目的として、新年度にパーキングチケット発券機を設置し、鉄道利用の利便性の向上を図り、さらなる利用の促進を目指してまいります。

次に、情報基盤の整備につきましては、平成17年度に策定した、地域情報化計画に基づき、高速インターネット対象外地域の解消を図ってまいりますが、新年度から吉田町竹原小山地域及び甲田町小原地域において、無線アクセス方式による供用を開始いたします。また、光ファイバーを利用した市内の主要公共施設等を結ぶ広域ネットワークにつきましては、導入後6年が経過していることから、本体機器の更新を行い、広域ネットワークの安定稼働を図ります。インターネットは大変便利な情報手段ですが、近年情報の漏えい・流出等が社会問題化しておりまして、本市においても市民の個人情報を取扱っており、これら情報資産の漏えいを未然に防ぐため、ネットワーク管理、施設、設備面での新たな情報管理対策予算を計上しております。

安全で快適な生活環境の創造でございます。昨年の9月に発生しました台風13号の影響による大雨災害は、市内に甚大な被害をもたらしました。被災された市民の皆様に改めてお見舞い申し上げますとともに、災害のない、安心・安全なまちづくりの必要性を改めて痛感する次第でございます。現在、平成18年度の予算に、農林、公共土木施設災害復旧経費として補正計上し事業執行しておりますが、被害箇所及び被害額が膨大であることから、新年度の予算においても、未執行箇所の農林、公共土木施設災害復旧経費を予算措置し、継続して復旧事業に鋭意努力いたします。

また、江の川においても昭和47年以来の洪水を記録し、多治比川合流点付近の河道掘削や、永年の課題でありました古市柿原地域の築堤事業など国において実施していただくことになりました。県においても道路・河川災害復旧工事をはじめ、土砂崩れによる砂防施設整備事業、これは吉田町の相合でございますが、や、急傾斜地崩壊事業、八千代町下土師でございます。など着手していただき、市といたしましても国・県事業が早期に完成するよう取り組んでまいります。今後の防災対策につきましては、このたびの災害を教訓として、地域防災計画に基づく、初動マニュアル等の再検討を図り、地域の実情等に応じた機動的で速やかな防災体制の確立に努めるとともに、ハザードマップや災害時の要援護者支援プランを策定し、避難体制の確立を図ってまいります。また、地域防災力の向上を高めるため、防災基盤整備の充実を図り、地域振興会との連携により自主防災組織の設立を支援いたします。台風情報、警戒警報等の情報取得手段につきましては、県の総合通信網の衛星デジタル化に係る整備費用負担金を予算措置し、災害警報情報などの安定した通信の確保を図ってまいります。市民の生命と財産を守る消防行政につきましては、その使命を全うし皆様の信頼にこたえることができるよう、老朽化した資機材につきましては随時計画的に更新し、消防体制の充実を努めてまいります。なお、平成18年度に整備しました救助工作車が本年4月から本格運用となり、最新の救助機材で救助事案に対応します。

また、合併前からの永年の懸案事項でありました市北部地域の拠点施設につきましては、救急業務を行う分駐所として、新年度から運用を開始する運びとなり、従来、救急車の到着まで30分以上を要していた地域の皆様に安心安全を提供できるものと考えております。一方、消防団につきましては、みずからの地域はみずからで守るという精神に基づき、地域密着性、動員力及び即時対応力を生かして、災害対応はもとより、地域コミュニティの維持及び振興にも大きな役割を果たしております。地域住民の生命及び財産の保護という地域の安全にとって不可欠な消防団活動の活性化のため、新年度は全団員に新基準の活動服及び災害時の活動のためのライフジャケットの導入を予算措置しております。防犯対策につきましては、市民が安全で安心して暮らしていくため、安芸高田市防犯連合会、吉田警察署及び地域振興組織と絶えず連携し、広報紙、ホームページ、メール連絡網などあらゆる媒体を活用した、安全安心に関する情報の迅速な提供を行うとともに、安全推進大会の開催等、地域住民に対する防犯意識の啓発活動も併せて行います。そのほか消費生活問題、安全に関する悩みや問題を解決していくための相談窓口を継続して行います。また、子どもの安全を確保するため、地域住民による登下校時の見守り、青色防犯パトロール車などによる活動を関係機関と連携して支援いたします。交通安全対策につきましては、昨年度策定した第8次交通安全計画を基に、交通事故ゼロを目指した施策を推進してまいります。一方、国民保護法に規定された武力攻撃やテロ等、有事への対応などを定めた市の国民保護計画につきましては、新年度は市の体制、警報等の情報伝達、安否確認等の要綱、対策マニュアルを整備いたします。

生活環境の整備でございますが、水道の整備につきましては、八千代地区及び甲田町高地長屋地区の簡易水道整備事業を継続して実施し、また、公営企業法適用の上水道事業につきましては、新年度から一級河川本村川河川改修事業に伴う、甲田浄水場の移転に係る費用を予算措置いたしております。なお、美土里町の横田地区の水道事業につきましては、事業の推進に向けた業務費を継続して計上しております。水道事業は、将来にわたり市民への安全で良質な水を安定的に供給することを使命としており、そのためには、水源の確保、水道施設の整備等の諸事業が不可欠です。そして、これらを着実に推進していくためには、何よりも財政基盤の確立がなされていなければなりません。現在、簡易水道事業、飲料水供給事業及び上水道事業を含めた水道事業の経営計画を策定しており、新年度これに合わせ、業務の包括的民間委託など、全体的な水道事業の維持管理基本方針の策定に着手してまいります。

また、水道の管路図等が一部の給水区域において未整備であることから、新年度から計画的に管路図及び給水戸番図の整備を行い適切な施設管理に努めます。下水道事業におきましては、汚水処理率の向上

へ向け、引き続き吉田公共下水道、八千代及び甲田特定環境保全公共下水道の継続事業を実施してまいります。なお、一部の地域の管路図が未整備であることから、新年度から計画的に管路図の施設台帳の整備を行い適切な施設管理に努めます。下水道の整備区域外の地域につきましては、浄化槽整備事業を推進し、小型合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、適切な維持管理に努めます。

また、施設の老朽化と処理能力に限界をきたしておりますし尿処理施設安芸高田清流園につきましては、平成22年度までに施設の全面改築を目指し、新年度は用地調査・敷地設計等整備に向けた本格的な取り組みを考えております。

下水道の整備につきましては、完成までに多額の費用と期間を要します。本来、受益者負担、独立採算を原則とすべきですが、実態としては、収支の不足分を一般会計からの繰入金で補っているのが実情です。これまでの下水道整備計画をさらに見直し、より効率的な推進が図れるよう生活排水処理の方向を検討してまいります。市営住宅につきましては、定住施策を重点に置き、高宮町田草地区に若者定住促進のための賃貸住宅、いわゆるお好み住宅を、昨年度に続き3棟3戸の建設を計画しております。また、甲田町寿住宅跡地及び向原町小丸子住宅跡地の有効活用を図るため、若者向け住宅用地造成等、将来へ向けた計画の策定に向け取り組みます。葬斎場につきましては、引き続き地元のご理解を求めてまいります。新年度は環境調査、用地調査費を計上しております。

次に2の心豊かで創造性に富んだまちづくりの課題でございます。成熟した現代社会においては、本当の豊かさを問う施策が必要であると強く認識しております。地域のコミュニティ組織であります地域振興会組織を中心とした、喜びも悲しみもともに地域で分かち合える心を大事にした地域社会の構築にこれからも全力を傾注してまいりますとともに、地域の宝、財産である安芸高田市の将来を担う子どもたちが健やかに育つことのできる環境づくりに努めてまいります。

参加と協働によるまちづくりの推進でございますが、国民福祉の増進は、国と地方公共団体の共通の目的です。地方分権推進法の目的は、国と地方が分担すべき役割を明確にするとともに、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本としています。このことは、住民みずからが地域のことを考え、住民自治の充実を図り、地域の資源、或いは、地域の人材などの特性を生かしたまちづくりが求められていることが背景にあると理解しております。現在、市内32の地域振興組織において、それぞれの地域の実態に即した特色のある取り組みを積極的に実施していただいております。また、市民と行政との協働のまちづくりの具現化へ向けて発足したまちづくり委員会をさらに活性化させ、地域福祉小委員会、安全安心なまちづくり小委員会、市民フォーラム等の活動を拡充し、地域課題解決への提言や地域振興組

織の広範な取り組みへ向けて、これからも引き続き、粘り強くその支援に努めてまいります。地域課題の解決と住みよいまちづくりのために、大学の持つ高度な専門知識を活用し地域社会への貢献を図ることを目的として、本年1月には本市と県立広島大学との間で包括協定を締結いたしました。今後、協働のまちづくりの推進支援、地域課題解決のための研究、市の各種委員会への参画・政策立案の協力など、包括的な取り組みを連携してまいりたいと思います。

子どもや女性が生き生きと活動する環境づくり、男女共同参画社会の実現は、住民と行政の協働のまちづくりを進める本市が目指す将来像人輝く・安芸高田の実現に欠かせない要件の一つです。平成17年度に策定した男女共同参画プランに掲げております、男女平等の意識づくり、ともに参画する社会づくり、自立した生き方づくり、安心してらせるまちづくりを基本として、行政はもとより、市民や事業者の皆様方の主体的な連携・協力のもとに地域社会が一体となった取り組みを推進します。

次に青少年の健全育成についてでございます。安芸高田市の次代を担う青少年が、夢と希望を持ち、心豊かに伸びやかに成長することは、市民すべての願いでございます。昨年度、青少年の健全育成についての基礎調査を行いました。新年度においても、青少年が、豊かな人間性をはぐくみ、創造性と自主性を持ち、たくましく思いやりのある人間として成長できるよう、家庭、学校、地域社会が一体となって取り組むための指針となる、安芸高田市青少年育成プランを策定いたします。

生涯学習社会の形成、学校教育の充実でございます。国においては、科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化、家族のあり方など、我が国の教育をめぐる状況が大きく変化して様々な課題が生じている中、昨年12月に新しい教育基本法が公布、施行されました。

今回の改正におきましては、人格の完成や、個人の尊重等の普遍的な理念を継承しつつ、知・徳・体を重視した教育目標が掲げられるとともに、生涯学習の理念や家庭教育、あるいは学校・家庭・地域住民等相互の連携協力などの条項が新たに加えられています。この改正で規定されている内容は、これまで、本市の新教育戦略21や、安芸高田かがやきプランの取り組みと合致するものであると考えています。生涯学習は、人の心を豊かにするとともに、学習成果や経験の蓄積、ふれあいと交流によって、地域を明るく活力のあるものとして、将来のまちづくりへ向けた基盤と契機となるものです。

現在、本庁舎に隣接して建設しております、総合文化保健福祉施設は、本年10月に完成予定です。この施設は、図書館、研修室、文化ホールなど生涯学習機能を併せ持つ複合施設であることから、他の生涯学習施設とネットワーク化を図り、既設の公民館や図書館と相互に補完し、生涯学習の推進に向けて総合的に取り組みます。

広島県立吉田少年自然の家は、平成18年度をもって県が施設を閉鎖することとなりました。安芸高田市といたしましては、この施設が持つ重要性・必要性に鑑み、本年度から市に移譲を受け、利活用する決断をいたしました。

現在、県立広島大学の教授、市内の各種団体の代表者等をメンバーといたしまして、安芸高田少年自然の家検討会議を設け、施設の有効利用等の計画を策定中でございます。なお、本年10月から施設の全面的な改修を行い、来春リニューアルオープンする予定でございます。本施設は、青少年の教育・健全育成を目的とした施設であることから、移管によって発生する経費については、将来の安芸高田市を担う青少年への投資とし、全部局が一丸となって本事業の遂行及び利活用の推進を図り、効率的な管理運営体制の構築と利用者の拡大、収益の確保に努力いたします。学校教育においては、目指す目標を、夢と志をもった活力ある子どもと、地域に開かれた特色ある学校とし、学校力を高め、地域に信頼される学校教育の推進に努めてまいります。今年、義務教育段階における基礎学力の実態調査について全国学力テストも行われる年でございます。確かな学力の育成、豊かな心の育成、健やかな体づくりを柱にして、知・徳・体の基礎基本の徹底を図ってまいります。

また、新しく市の施設となった少年自然の家等を活用して、集団活動や宿泊訓練、自然体験・奉仕体験、歴史・文化の探訪などの体験活動を行い、コミュニケーション能力の向上、基本的な生活習慣の育成、学校や社会のルール・マナーの育成など、道徳性の涵養を図ります。さらに、学校と保護者・地域が協力・連携して子育てをするために、協育を基盤とした開かれた学校づくりを推進し、子どもの安全確保、いじめ問題の早期解決、就学援助対策など、個別の状況にきめ細やかに対応する態勢を整え、地域・住民の負託にこたえる教育サービスの提供に努めてまいります。

文化・スポーツ・レクリエーションの振興については、最大収容人員735人の収容能力を誇る大ホールを備えた施設が、本年10月に完成いたします。本市には、原田はやし田が国指定重要無形民俗文化財に指定されているほか、大土山田楽、また、神楽など伝統芸能が多くあります。こうした伝統芸能をはじめ様々な団体・グループが地域文化活動を行っています。新ホールを核にしながら、市内生涯学習施設と連携し、伝統芸能などの発表、優れた芸術文化にふれあう機会の提供に努め、市民の文化活動のより一層の活性化を図ってまいります。昨年、戦国武将毛利元就の居城であった郡山城が日本の名城100選に指定されました。こうした市内の史跡等の歴史的価値を改めて認識するとともに、史跡の保護管理、また、資料館・美術館等各施設間の連携や展示などの充実を図り、文化的環境の整備と施設を横断的に有効活用してまいります。スポーツ・レクリエーションの振興につつま



しては、本年度、社会体育関係の諮問機関として、スポーツ振興会議を立ち上げ、生涯スポーツの推進、スポーツイベントの充実、さらには体育施設の改修の基本計画を策定します。

また、スポーツ指導者の育成を図り、市民が気軽にスポーツに親しめる環境づくりに努めるとともに、スポーツ・レクリエーションに関する情報提供を充実させ、スポーツへの参加を呼びかけます。本市はサンフレッチェ広島、湧永製菓ハンドボールチーム、土師ダムを活用したカヌー競技などの練習拠点や本拠地、開催拠点などとなっております。こうしたスポーツ環境を青少年育成や地域振興また観光資源として生かし、若者が集まり、活力あるまちづくりの推進に努めてまいります。

人と環境にやさしいまちづくりでございます。一人ひとりの人権が大切にされる地域社会の中で、誰もが幸せに生き生きと暮らすことができる、人と環境にやさしいまちづくりを目指します。また、それぞれの地域で支え合いを基本とした地域体制の構築を図ります。

次に人権が大切にされる地域社会の創造でございます。国の人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づきまして、昨年、人権尊重のまちづくり条例を制定いたしました。今後におきましても、国の法律及び市条例に基づき、一人ひとりがお互いに正しく理解し合い、互いの人権を認め合うことができるよう、あらゆる人権問題の解決へ向けて人権啓発の取り組みを進めてまいります。また、人権尊重のまちづくりに関する施策を積極的に推進するとともに、市政のすべての分野で市民の人権に配慮し、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の醸成に努めます。

保健・医療の充実でございます。医療制度の抜本的な改革に伴い、患者負担の見直しや新たな高齢者医療制度の創設、また、医療費適正化のための保険者に対する予防健診の義務化など、保健・医療を取り巻く環境は大きく変わろうとしています。特に、県内の全市町が加入した広域連合を組織して対応する、平成20年度からの後期高齢者医療制度や、保険者に義務づけられる40歳以上の人に対する特定健診・特定保健指導の実施などへの対応が急務となっております。新年度は、これら制度の移行準備を確実にを行い、市民の皆様に情報を正確にお伝えし、信頼感のある保健医療の推進を図ります。少子高齢化社会を迎えた今日、市民一人ひとりが、より生き生きと、元気で心豊かな人生を送ることが求められています。しかし、急速に高齢化が進展するなかで、疾病構造が変化し、生活習慣病が年々増加しています。

このため、昨年度、市民の皆様に参画をいただき、本市の健康づくりの指針となる、健康あきたかた21計画を策定しました。新年度から向こう10年間の目標を掲げて事業計画を推進し、市民の健康づくりを支援する環境づくりに積極的に取り組んでまいります。また、疾病を早期に発見し、重症化を防止するため、総合健診や人間ドッグの

受診を促進するとともに、健診結果に基づく事後指導の徹底を図ります。特に、肥満などに起因した生活習慣病予備軍に対しましては、新年度より、国保ヘルスアップ事業、生活習慣病予防対策メニューを導入し、個別の健康づくり支援プログラムを作成し、個々に合った保健指導を実施してまいります。さらに、少子化へ対応するため、妊産婦、乳幼児の健康の維持増進を目的として、妊娠・出産・乳幼児期を通じて一貫とした母子保健対策の充実に努めます。また、新年度から妊婦一般健診の公費助成を従来の2回から5回に拡充し、経済的負担の軽減を図ることとしております。

第2庁舎完成後における現在の第1分庁舎の活用については、市の保健センターとして整備し、市民の健康づくりの総合的な拠点として、各種保健サービスを総合的に提供いたします。地域医療体制の整備につきましては、市医師会、歯科医師会並びに地域中核病院であるJA吉田総合病院と相互に連携し、在宅当番医・休日夜間救急システムの充実強化を図るとともに、へき地診療所の効率的運用に努め、中山間へき地の医師不足解消や質の高い地域医療の確立を目指しております。

社会全体で支える福祉の充実でございます。急速な少子高齢化の影響から将来の日本の人口は減少することが見込まれており、介護保険制度の改正、障害者自立支援法の制定、後期高齢者医療制度の創設など国の福祉施策は、近年、大きく変化しております。昨年10月に全面施行された、障害者自立支援法は、施行後様々な問題が指摘されました。国もこれを受け、円滑な移行を図るための経過的措置を弾力的に運用することとなり、新年度の本市の障害者福祉事業も、この激変緩和策を導入してまいります。障害者福祉の推進につきましては、障害者自立支援法に基づいた福祉施策を基本とし、障害者福祉施設等と連携し、障害者の自立と社会参加を実現する生活支援、福祉サービスを実施いたします。また、地域福祉の推進につきましては、市民の皆様の相互扶助を基本とし、民生委員児童委員協議会、市社会福祉協議会など関係機関と連携し、地域実態に応じた福祉体制の確立に努めてまいります。老人福祉サービスにつきましては、高齢者保健福祉計画及び、介護保険事業計画に基づき具体的な施策を実施してまいります。従来、一般会計で実施しておりました、外出支援サービス、配食サービスなどの高齢者在宅福祉サービスにつきましては、新年度から、介護保険の地域支援事業の一環として事業を継続し在宅福祉の支援を行ってまいります。

なお、本年10月に完成予定の総合文化保健福祉施設内に、地域包括支援センターを設置し、一般高齢者及び特定高齢者介護予防事業、相談事業、高齢者の権利擁護事業など施策を総合的に展開いたします。併せて、介護保険サービス特別会計において実施しております、要支援1・2認定者のケアプランの作成機能を強化し、予防給付サービスの適切な利用に努めます。また、現在520名余りの会員の方が多方

面で活動されています、社団法人安芸高田市シルバー人材センターと協力して、高齢者の就労促進及び社会参加と生きがいづくりを支援いたします。子育て環境の充実につきましては、子育て支援事業として、家庭児童相談員による子育てに関する総合相談、助言、指導や児童虐待、家庭内暴力の予防、早期発見、早期対応を図るなど、子育て支援の拠点として、総合文化保健福祉施設内に子育て支援センターを設置いたします。児童保育については、少子化対策、子育て支援対策として、低年齢児保育や保育時間の延長などの保育サービスの充実に努めます。なお、平成18年度に着工いたしました、3歳未満児を対象としたみつや保育所は定員60名で、本年4月から開所し、指定管理者制度により、効率的に運営いたします。

また、小学生の放課後対策、安全安心対策として新規に2カ所の児童クラブ、くるはら児童クラブ、ふなさ児童クラブを開設します。さらに、高宮町川根小学校区に放課後子ども教室を開設し、保護者の就労と子育てを両立するための支援をいたします。これによりまして、市内のほとんどの子育ての施設が整いつつあるということで、今まで高宮町内には1カ所もないので、大変町内から問題が出ておりました。これで一応方向性は出たと考えております。

環境との共生でございます。21世紀は環境の世紀といわれ、地球規模で深刻化する環境問題の解決策が求められています。また身近な地域にも自然・エネルギー、ごみなど多くの課題がありますことから、環境に配慮し、後世の子どもたちに豊かな環境を約束するため、本市といたしましても環境保全活動の推進に取り組んでまいります。大量生産、大量消費、大量廃棄の時代でございます。これまでの使い捨ての概念を改めて、ごみも資源という認識を持ち、日常生活や社会活動などのあらゆる場面で、ごみの減量、資源の再利用、リサイクルのいわゆる、3Rを実践し、循環型社会の形成に向けた取り組みを進めてまいります。具体的な取り組みとして、ごみの減量化の推進、分別収集の徹底による資源化物の回収率の向上、ごみ減量に関する意識啓発の推進、資源ごみ回収団体などへの支援を行います。

多彩な生産と交流のまちづくりでございます。典型的な中山間地域であります本市は、自然と空間との共生をしながら、多様な資源や環境を活用して、持続可能な農業及び商工業の活性化に務めてまいります。また、農村と都市との共存を目指して、多彩な交流を推進してまいります。

産業の振興でございますがまず、農林水産業の振興でございますが、近年、日本の農業施策は、国際ルールの大きな流れの中で変革を迫られております。本市の基幹産業でございます農業におきましては、従来の全農家を対象とした品目ごとの価格に着目して講じてきた対策を、新年度からは、認定農業者や集落営農組織などの担い手に対象を絞りこみ、経営全体に着目した対策に転換するというのが、今の農政を根

本から見直すものとなっております。さらに、広島県におきましても、農業生産法人の育成を柱としまして、選択と集中を施策の基本とする方向に転換をしてきております。このように、国や県の農政の転換や国内外の産地間競争の激化、従事者の高齢化、後継者の不足など、本市の農業を取り巻く厳しい環境の進行に、なかなか歯止めをかけることができていないのが実態でございます。こうした状況を踏まえ、中山間地域等直接支払事業につきましては、現在201協定の地域で生産活動と農地保全の取り組みをいただいております。また、本年度から新たに国の政策として出ます、農地・水・環境保全向上対策事業が実施されます。広島県での対策は、農業生産法人のみを対象とする独自の方針で進めておりまして、本市での県の対象は4地域にとどまるものでございます。本市といたしましては、中山間地域等直接支払事業の取り組み以外の地域を本事業の対象とし、農地、農業用施設などの農村環境の保全活動に、国費と市費での取り組みを推進し、県がやらない部分も合わせてこの面積を伸ばしていきたい。約600ヘクタール当たりを予定しております。これらの諸制度を活用しながら本市独自の施策につきまして、広島北部農協など関係機関と連携して取り組んでまいります。

新年度からの国の農政改革に対応するため、認定農業者などの担い手の育成に引き続き取り組み、昨年からは展開をしております集落営農の推進をさらに推し進めて、モデル地域づくり事業に取り組んでまいります。これまで進めてきました地域ごとの営農の形を基本としながら、担い手と集落の役割分担を明確にして、共存できる営農システムの構築を図ってまいります。また、認定農業者や農業生産法人など、担い手の経営安定のための経営指導や複合経営の推進を図ります。さらには広島北部農協と連携し、土地利用型野菜の生産条件整備を行います。

特色ある農産物の生産につきましては、こだわり米や販売先確保米など売れる米づくりと、土地利用型野菜の生産振興、安芸高田アグリフーズ並びに市内の産直市などへの生産出荷体制の拡大に取り組んでまいります。新規就農者の掘り起こしと、団塊の世代への就農への誘導、さらには野菜生産者の拡大につなげるための就農塾は、昨年度に引き続き実施いたします。

畜産の振興につきましては、繁殖農家が可能な範囲で増頭することにより、全体として和牛産地の規模拡大につなげるとともに、地域内一貫生産体制の構築を図るため、和牛産地規模拡大推進事業として、新たな支援制度を創設し、和牛産地の維持持続に取り組んでまいります。また、乳用牛群の改良推進や精液共同購入の事業などの酪農振興も実施してまいります。

農業の生産基盤整備でございますが、現在継続中の県営農道整備事業の中馬地区、川根地区、ほ場整備事業の小原地区、川根地区の他団

体営事業など、早期完成を目指してまいります。新規の採択要望地区におきましては、地元の熟度と国の農政の動向を勘案して進めてまいります。川根地区は本年終了いたしますので、あとは小原地区が残るわけですが、新規の手を上げたところがあるわけですが、国の条件が厳しいと、こういうことで取り組みを今進めておるところでございます。また、市内土地改良区の健全運営、事務の効率化を図るため、会計処理システムを初め、事務の統合に向けた調整を図ってまいります。

分収造林、流域公益保全林及び森林整備地域活動支援事業につきましては、林家及び高田郡森林組合と連携を図り計画的な整備に努めてまいります。なお、新年度から広島県の新税としてひろしまの森づくり県民税が創設されました。県土の保全や水源のかん養などの森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるために、県民共有の財産である森林を、県民全体で守り育てる事業に充てられるものと聞いております。具体的な使途や予算配分が決定しておりませんが、年間8億ぐらいの森林税が県内に入ってくるんじゃないかと、このように考えておきまして、決定次第、補正にて対応してまいりたいと考えております。農林道等の整備につきましては、適正な事業推進に努めます。災害復旧につきましては、過年度の復旧事業費を計上し、平成18年度に引続き取り組んでまいります。山腹崩壊などの復旧につきましては、単県事業の小規模崩壊地復旧事業と県営治山事業での対応となります。県への働きかけに努めてまいります。

水産業につきましては、漁業協同組合等と連携して水産資源の維持増大及び水辺環境の保全を図ってまいります。商工業の振興につきましては、市内の6町の商工会は、本年4月に合併されます。地域経済の活性化を目指して、経営改善普及事業、地域総合振興事業などへの取り組みを引き続き支援してまいります。また、産業活動支援センターを中心として、商工会と連携し、事業の高度化や、経営安定化に向けた研修など人材育成の支援をしてまいります。さらに、経済動向を踏まえながら、交通の利便性や情報基盤の整備を生かし、企業誘致活動の展望を模索します。また、誘致時の優遇措置制度の条例整備を行い、企業誘致に努めてまいりたいと考えております。

交流とネットワークづくりでございます。過疎化が進行する中で、地域の活性化を図るためには、定住人口の増加対策を強化するとともに、都市との交流を進め、交流人口の拡大を図っていくことも重要な施策であると考えております。

本市には、毛利氏ゆかりの歴史遺産、神楽などの伝統芸能、豊かな自然や農産物など多彩な交流資源を有しておりますし、また、スポーツをテーマとする多数の特色ある交流施設も整備されております。現在、本市の入込観光客は、年間約150万人前後で推移しておりますが、これらの観光資源を最大限に有効活用して、交流人口の拡大を図

ってまいります。また、昨年から市内の観光施設等を中心とした組織づくりの協議を進めておりますが、新年度には組織の設立に向けて取り組みを行います。

また、本年9月には、日本女子ゴルフ選手権大会が市内のゴルフ場で開催されます。国内有数のこの大会には多くの来場者が予想されることから、市関係施設の活用、観光情報の発信、地元特産品の販売、おもてなし事業など、安芸高田市のPRにつながる取り組みができるよう主催者と連携をしてまいります。交流のまちづくり事業といたしまして、これまで旧町ごとに開催されております、まつりについては、地域振興の観点から引き続き支援をしてまいります。

防府市などとの交流やニュージーランド・セルウィン町との国際交流などについても、またシンガポールとの交流も引き続いて行ってまいりたいと考えております。これまでの実績を生かし、市民を中心とした多様な交流を継続してまいります予定でございます。

なお、ここに書いておりませんが、議会でもできるだけ早く機構改革に取り組みたいと、こういうことで、お話を申し上げておりますが、本年度中に来年度からの新しい機構改革を実施していくと、こういうことで今取り組みをしております。まだ発表の段階におりませず、内部の調整がまだ残っておるわけでございますが、人員が減る、仕事は分権等で増えてくると、こういう中で限られた人員の中で、どのように仕事を効率的にしていくかという、組織の再編が必要になってくるわけございまして、基本的にはフラット化と言いますか、係を広くして、その係の中で仕事が分担できるような、そういうフラット化を基本とした機構改革をしてまいりたいと。また、今会期中にご報告をしてまいりたいと、このように考えておりますので、ここには書いておりませんが、最後の詰めを現在しておるところでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上を施策の柱といたしまして、平成19年度予算を編成いたしましたところ、一般会計予算の総額は、平成18年度当初予算額と比較して3.8%減少し、199億7千万円となりました。これに対します財源は、市税37億1,883万7千円、地方交付税87億7千万円、国県支出金26億2,749万7千円、繰入金5億641万円、市債23億8,840万円などを充当しております。

特別会計の予算額は、国民健康保険特別会計42億5,332万2千円、老人保健特別会計52億9,003万4千円、介護保険特別会計34億7,618万2千円、介護サービス特別会計3,139万5千円、公共下水道事業特別会計3億5,469万5千円、特定環境保全公共下水道事業特別会計7億8,177万9千円、農業集落排水事業特別会計4億7,144万4千円、浄化槽整備事業特別会計2億5,175万4千円、コミュニティ・プラント整備事業特別会計570万9千円、簡易水道事業特別会計6億6,216万6千円、飲料水供給

事業特別会計1, 129万3千円でございます。

水道事業会計の予算額は、第3条予算3億714万6千円、第4条予算2億9,497万2千円でございます。

以上で本年度の施政方針を申し述べさせていただきますが、何分慎重なるご審議を賜りますようによろしく申し上げたいと思います。なお、1カ月くらい前から前歯が5本ほど動きだしまして、抜けにやあ治療ができんということで、大変空気が抜けて、おわかりにくいところもあったと思いますが、お許しを賜りたいと思います。

○松浦議長

これをもって施政方針を終わります。

お諮りします。

この際、11時45分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 11時29分 休憩

午後 11時45分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま市長の施政方針の中で、字句の修正があるそうでございますので、発言を許します。

どうぞ。

○児玉市長

5ページの下から3行目の終わりの方に、新年度は旧横田小学校と書いてありますが、私は誤って吉田小学校と読んだようでございますので、訂正をさせていただきます。

その他については、言い回し等については文章にないものも言うておりますが、大綱の趣旨は変わりませんので、ご了解を賜りたいと思います。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第1号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

日程第6 議案第2号 安芸高田市特別職の職員等の給与の特例の一部を改正する条例

日程第7 議案第3号 安芸高田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第4号 安芸高田市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第5号 安芸高田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第6号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第7号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意について【ふれあいセンターいきいき

の里ほか54件 再指定】

- 日程第12 議案第8号 財産の無償譲渡について
日程第13 議案第9号 広島県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について
日程第14 議案第10号 広島県市町公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び組合規約の変更について
日程第15 議案第11号 安芸高田市無線アクセス施設の設置及び管理運営に関する条例
日程第16 議案第12号 安芸高田市無線アクセス施設管理運営基金条例
日程第17 議案第13号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意について【本郷地域活動拠点施設ほか2件 新規】
日程第18 議案第14号 過疎地域自立促進計画の変更について

○松浦議長 それではこの際、日程第5、議案第1号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件から、日程第18、議案第14号、過疎地域自立促進計画の変更についての件まで14件を一括して議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 議案第1号から議案第14号までの提案理由を申し上げます。

まず、議案第1号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございます。

本案は、昨年6月に公布されました地方自治法の一部を改正する法律が、本年4月1日をもって施行され、副市長制度の導入と、収入役制度の廃止が行われることに伴い、関係いたします3つの条例において助役の職名を副市長に改正すると同時に、安芸高田市収入役の事務の兼掌に関する条例を廃止するものでございます。

次に、議案第2号、安芸高田市特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

本案は、市長を初めとする3役の給料月額を、平成18度に続き平成19年度でも減額措置を講じるため、条例の一部を改正するものでございます。厳しい財政状況を踏まえ、市長は引き続き15%を、副市長は10%を13%に、教育長は7%を10%に減額率をそれぞれ定めるものでございます。

次に、議案第3号、安芸高田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

本案は、昨年8月に行われた人事院勧告に伴い、安芸高田市職員の

給与を一般職の国家公務員の給与改定に準じて、扶養手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当等の改定を、それぞれ行うものでございます。

次に、議案第4号、安芸高田市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

本案は、安芸高田市職員の給料月額に係る減額措置の期間及び減額率を改めることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。厳しい財政状況を踏まえ、職員においては、平成17年度に続き2回目の減額措置となる条例改正で、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間、部長級で6%、課長級で5%、主幹で4%、係長級から主任主事までで3%、主事で1%の減額率をそれぞれ定めるものでございます。

次に、議案第5号、安芸高田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

本案は、国家公務員の休息時間の廃止及び休憩時間の見直しに準じ、安芸高田市職員の休息時間及び休憩時間について、条例の一部を改正するものでございます。本改正により、これまで午前8時30分から午後5時15分までであった職員の勤務時間が、4月1日から午前8時30分から午後5時30分までに変更となるものでございます。

次に議案第6号、安芸高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

本案は、非常勤特別職の職名と報酬の額を定めている表のうち、職名を変更する必要があるもの、現在はその職を置いていないもの、報酬の額を変更するもの及び新たに職名と報酬額を追加するものなどを整理するものでございます。

次に、議案第7号、安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意についてでございます。

本案は、安芸高田市公の施設における指定管理者の指定手続きに関する条例の規定により、ふれあいセンターいきいきの里ほか54件の施設について、指定管理者を再指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第8号、財産の無償譲渡についてでございます。

本案は、市が普通財産として保有しております、美土里町生田字石丸3161番地8 面積122.8平方メートルの土地を、高速なインターネット環境を整備するための事業用地として、特定の事業者であります西日本電信電話株式会社に無償で譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第9号、広島県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更についてでございます。

本案は、安芸高田市が加入している 広島県市町退職手当組合において、平成19年4月1日から海田地区消防組合及び山県西部消防組合の脱退、組合を組織する一部事務組合の名称変更と併せて、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い 組合規約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めます。

次に、議案第10号、広島県市町公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び組合規約の変更についてでございます。

本案は、安芸高田市が加入している 広島県市町公務災害補償組合において、平成19年4月1日から新たに加入する団体及び脱退する団体があること、組合を組織する一部事務組合の名称変更があることと併せて地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、組合規約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めます。

次に、議案第11号、安芸高田市無線アクセス施設の設置及び管理運営に関する条例についてでございます。本案は、安芸高田市内のインターネット接続環境における情報格差の是正を図るため、2つの親局・9つの中継局を無線アクセス施設として設置し、利用者から毎月納付を受ける使用料により、管理運営を行っていくため必要な条例を制定するものであります。無線アクセス施設によるインターネット接続サービスを提供する地域は、吉田町小山・竹原地区、甲田町小原地区のそれぞれ一部地域でございます。

次に、議案第12号、安芸高田市無線アクセス施設管理運営基金条例についてでございます。

本案は、先に議案第11号で提案いたしました、安芸高田市無線アクセス施設の管理運営経費に充てるため、地方自治法第241条の規定に基づき、新たに基金を創設する条例を定めるものでございます。なお、基金の原資としましては、当該施設の利用者から、毎月納付を受ける使用料の一部を積み立てるものでございます。

次に、議案第13号、安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意についてでございます。

本案は、安芸高田市公の施設における指定管理者の指定手続きに関する条例の規定により、公の施設の管理について、指定管理者の候補者の選定をいたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の同意を求めます。このたび、同意を求め公の施設は、本郷地域活動拠点施設、北地域活動拠点施設及び生桑地域活動拠点施設でございます。これらの施設は、旧小学校跡地利用を目的に整備しておりますが、指定管理者を活用計画の段階から協議を重ねてまいりました地元の地域振興組織である本郷地域づくり協議会、北振興会及び生桑振興会とするものでございます。なお、本郷地域活動拠点施設につきましては、建設地の土質不良により工事の完

成が遅れるため、5月1日からの指定とするものでございます。

次に、議案第14号、過疎地域自立促進計画の変更についてでございます。本案は、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項の規定において準用する、同条第1項の規定により、安芸高田市過疎地域自立促進計画を、別紙のとおり変更することについて議会の議決を求めるものでございます。

以上14議案についてよろしくご審議のうえ、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

19番 岡田正信君。

○岡田議員

非常勤特別職の給与改定というのがありまして、学校医とか、議案第6号。案ではこういうことになっておるわけですが、先のフォーラムでもありましたように、いろいろ地域振興会づくりにご尽力いただいております、指導員の特別職の報酬の件、これは予算審議の中でも、これは申し上げたいと思ったんですが、依然として、特別職には特別に、他の非常勤とは違いまして、断トツに高いですよ。この点になぜ着目してんなかったか、一つお伺いいたします。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

着目をせなんだかというご質問はどういう意味でございましょうか。

○松浦議長

19番 岡田正信君。

○岡田議員

この6号では、安芸高田市特別非常勤のものの報酬は費用弁償等と条例に書いてありますが、この中には新たに設けることや、金額の問題やこういうことがあるわけですし、指導員の場合は新たに設けるとかいう項目には当たらんかと思えますけども、同じ非常勤としてみるならば、この条例でも扱いなさいというのは執行部ですから、扱おうと、扱わまあとあなた方の権限ですからいいんですけども、非常勤の全体を見ておられるのかどうか。

○松浦議長

岡田議員さんにちょっと何しますが、これは総務常任委員会に付託するようになっておりますので、総務常任委員でいらっしゃいますので、そこで質疑いただけないかと。

わかりました。

答弁を求めます。

児玉更太郎君。

○児玉市長

推進員の問題については、いろいろご意見を賜った経過であるわけですが、特に安芸高田市としてはソフトの面の住民と行政の協働のまちづくりと、こういうことで、これを一番大きな柱に据えておるわけですが、したがって、新しくできた地域振興会もありますし、古い歴史を持つ振興会もあるわけですが、やはりこ

れを早く軌道に乗せていくと、そういう意味でこの推進制度を設けたわけございまして、ついこの間の先週の金曜日の人口減少社会を考えるという、NHKの7時45分から1時間の特集がございましたが、その中でも中国地方の各地の先進的な事例の中で論議をしてきたわけございまして、その中でも特に広島県の場合は、川根振興会のまちづくりというのは、先導的なまちづくりをしとったと、そういう意味で地域のモデルになるということで、かなり長い間NHKで放映をして、それを種に論議をしてきたのもあります。今年の1月1日の晩の8時半から、これも約1時間、全国の地域を考えるという放送がNHKのテレビでございました。そこでも全国でモデル的なものが9つ出たんです。そういう中で、自治のまちづくりということで、川根振興会の取り組みが出てまいりました。そういうことで、やはり川根振興会の取り組みというのは、かなり全国的な評価を受けております。それだけに歴史を持っておると。その会長を推進員にして、できるだけ早くこのまちづくりを軌道に乗せていきたいと、いうのが本市でございまして、そういう意味では私は余人を持って、変えがたい人物と考えておりまして、これを20年も30年も続ける気持ちは、私はございませぬ。やっぱり軌道に早く乗せていくと、こういうことで特にこの推進員を指名をして、ほかな人に比べますと報酬も高いんですが、それだけの人間の評価をしておる、それだけ早く、一番大きな地域振興会の組織を軌道に乗せていきたいという意味でそういう措置をとっておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○松浦議長

ほかに質疑はありませんか。

1番 明木一悦君。

○明木議員

今の答弁に対してなんですけど、それであれば地域振興員がもし変われば報酬を見直すということによろしいのでしょうか。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

児玉更太郎君。

○児玉市長

今のところ先ほど申し上げましたように、誰でも推進員でありさえすればいいという問題じゃないわけございまして、やはり実績を持って成果を上げたほかな地域のモデルになるような、そういう人を今、推進員に指名をしておるということでございまして。

○松浦議長

ほかに質疑ありませんか。

○入本議員

議長。

○松浦議長

15番 入本和男君。

○入本議員

付託案件なんで、私は委員外なんで総括的に質問させていただくわけなんですけど、職員の給与にしても、特別職にしても特例というのがこの2年続くわけですよね。それで特例というものは、本来なら1年で終わるのが本来の姿なんだと思うんです。そういう面におきまして、やはりこれがまた来年続くんではないかという形を私も想定するわけなんですよね。やはり財政の厳しいという中で、これは機構改革

等合わせた時に、全般的に補助金は見直されましたけど、そこらを含めて職員が安心して、仕事に取り組める環境をつくるのも執行部側の責務ではなかろうかと思うんです。その点と、そこらの考えはどういうふうに、今後お持ちなんか、今後そういうふうにされたのも私自身とすれば余り執行部とすれば職員に対しての意欲的なものが理解は得られたと思いますが、特例というのが続くというのは好ましくないと思いますんで、その点をお伺いいたします。

それと先ほど議案7号の件ですけど、前回から指定管理者の問題を、私も伺ったんですけど、3セクにしても、指定管理者にしても、やはり役職がかなり行政サイドのものと、それから今言われた問題としても、肩書きがある以上はそこで年に何回かは会合があるわけですよ。するとそこに束縛されるというものが出てくるというわけですよ。そうすると役職がかなり行政サイドのものと、今言われた問題にしても、肩書きがある以上はそこで年に何回かは会合があるわけですよ。そうするとそこに束縛されるということが出てくるわけですよ。そうすると、その人はその日は活動できないという、指定管理者の名の人は、どのような検討をした結果、このようになったのか、経緯を伺います。

○松 浦 議 長

ただいまの質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長

職員の給与のカットをお願いをしておるということでございますが、我々もそれをお願いするのは心苦しいというのはわかっております。しかし、非常に厳しい財政の中で、市民にも痛みを伴ってもらうこともいろいろあります。そういう市民に痛みをお願いするならば、みずから特別職、また職員の皆さんにも痛みを伴ってほしいと、そういうご協力を賜りたいということで、職員の皆さんにもお願いをして、我々も非常に心苦しい中でのお願いをしております。副市長が昨年来、各支所、部を回って将来の財政推計がどうなると、非常に厳しい財政であるということ、それぞれ全部説明をして回って、厳しい状況の中をご理解いただいて、そういう協力をお願いをしておるということでございますので、これは1年切りには恐らくならないと思います。何年も続けてご協力を賜ることになるのではないかと思います。今後また組合とも十分協議を進めていきたいと、このように考えております。

○松 浦 議 長

もう1点答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

指定管理者における役職員の件でございます。

ご承知いただいておりますように、昨年度に引き続く今年度の指定管理ということでお願いの提案をさせていただいております。今年度いろいろ補助金等の団体等につきましては、全体的なご協力の中で、行革の委員さんを中心に改革の中で整理をしていただ

きました。今年度のそうした予算編成の中にもいろいろある程度のチェックをかけないと、今後の体制ということもございますし、今年度全体的な公の施設の指定管理全体の再チェックが必要になるのではなかろうかと思っております。この事務作業を19年度におきまして、ある程度整理をさせていただきたい、そのことを申しますのもいろんな指定管理に出しております、施設の中におきましても第3セクター等の関連の施設等もございますし、そういうところも総合的な視点から全体の改革に向ける方針を出していただいて、今年度の中でチェックをさせていただきたいという考え方の中で、一応今年度これを継続させていただいて、今年度中の中で整理をさせていただきたいという方針を取らせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○松浦議長

質疑の途中でございますが、この際13時15分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時15分 休憩

午後 1時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど質疑の途中でございました。

入本議員、質疑ございますか。

○入本議員

議長。

○松浦議長

15番 入本和男君。

○入本議員

委員会があるので、あえて私も深く追求するつもりはありませんけど、現在機構改革云々という話も施政方針に出ましたので、そのあたりは委員会でやっていただけたらと思うんで。

次に14号の件ですけど、私が理解しておるのは、過疎債が発生するようには私らは委員会の方では進んだと思うんですが、そういうようにいった経緯が私は理解してないわけなんで、そこらも委員会の方でやられるんだろうと思いますが、一応伺っておきます。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

14号に関しましての過疎地域の自立促進計画の変更の件でございます。内容といたしましては、これまでに少年自然の家の特別委員会等でもご協議をいただきましたとおり、本年度におきまして、少年自然の家を譲り受け、改修の運びといたすものでございます。ここで言うっております、変更になっております主な項目につきましては、2ページから3ページに掲げております、少年自然の家の施設の改修事業費に伴う概要計画でございました。これまで県教委、また県知事部局の方に、概算経費といたしまして、2億3千万の要望をさせていただいております。いろんな状況の中で、議員の皆様からもご指摘をいただいておりますように、できるだけ最小限度の改修ということもご

意見をいただいております。改修につきましては、当初計画等の2億3千万の事業費を多少減額措置をさせていただき、全体事業費といたしましては、2億1,200万の全体事業費でございます。19年度の工事費にいたしましては、工事箇所につきましては、そこに掲げておるとおり、図面のおりでございます。この事業費の内容といたしましては、需用費といたしまして100万円、また委託料といたしまして1千万、工事請負といたしまして2億、備品購入といたしまして100万ということで、過疎対策事業債の充当の事務費対応額を対応できる備品と事業費、委託の中で実施をさせていただきたいと考えております。財源といたしましては、2億1,200万に対する財源につきましては、5,200万円の県の支出金、また地方債を発行するというので、過疎債の方の充当を1億6千万、総計2億1,200万でございます。ここで1億200万ばかりの県補助金の交付金をいただきましたが、今年度の予算の中で5千万円を減債基金の方に積み立てをさせていただいております。このことにつきましては、過疎債の1億6千万の発行させていただくわけですが、これに伴います実質交付税の対象にならない30%相当分です。ねえ充当する財源といたしまして、5千万を減債基金の方に充当をさせていただいております。その変更内容が今回の主なる事業の概要でございます。

以上でございます。

○松浦議長 ほか質疑ありませんか。

[質疑なし]

○松浦議長 ないようございますので、これをもって質疑を終結いたします。本14件は、総務企画常任委員会に付託をいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第19 議案第15号 安芸高田市税条例の一部を改正する条例

日程第20 議案第16号 安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例

日程第21 議案第17号 安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

日程第22 議案第18号 安芸高田市予防接種健康被害調査委員会設置条例の全部を改正する条例

日程第30 議案第26号 安芸高田少年自然の家設置及び管理条例

○松浦議長 日程第19、議案第15号、安芸高田市税条例の一部を改正する条例の件から、日程第22、議案第18号、安芸高田市予防接種健康被害調査委員会設置条例の全部を改正する条例の件まで、及び日程第30、議案第26号、安芸高田少年自然の家設置及び管理条例の件の、5件を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

議案第15号から議案第18号まで及び議案第26号の提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第15号、安芸高田市税条例の一部を改正する条例についてでございます。

本案は、個人の市民税及び固定資産税の全期前納に対する報奨金制度を、平成20年度より廃止するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第16号、安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例についてでございます。

本案は、安芸高田市手数料に指定地域密着型サービス事業者指定手数料など、介護保険の地域密着型サービス事業者指定事務における手数料4件を加えるものでございます。今般、国が介護保険サービス事業者の指定について6年間の更新制を導入し、平成19年度から更新事務が始まります。また、現在、介護保険事業者については、民間を含め多くの事業者が参入していることなどから、市が指定権限を持つ、地域密着型サービス事業者の指定、更新事務等に手数料を導入するものでございます。なお、県の指定権限である介護サービス事業者の指定事務等につきましては、県が手数料導入の諸準備をしております。

次に、議案第17号、安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についてでございます。

本案は、子育て支援を目的として制定しております安芸高田市放課後児童クラブ条例に、平成19年度、高宮町に設置いたします、くるはら児童クラブ及び、ふなさ児童クラブを追加することに伴い、必要な改正を行うものでございます。

次に、議案第18号、安芸高田市予防接種健康被害調査委員会設置条例の全部を改正する条例についてでございます。

本案は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律が、本年4月1日から施行されることに伴い結核予防法が廃止され、BCG予防接種は予防接種法に組み込まれることとなったため、条例の全部を改正するものでございます。

次に、議案第26号、安芸高田少年自然の家設置及び管理条例についてでございます。

本案は、本年3月末をもって運営が廃止される県立吉田少年自然の家について、4月1日より現管理者である広島県から移譲を受け、安芸高田市の施設として管理運営するため、必要な条例を制定するものです。本施設は、豊かな自然環境のもとで、集団生活を通じて心身ともに健全な青少年を育成することを目的とすると同時に、今後は、広く一般にも開放することで、利用の促進を図りながら適正



な運営を図っていきたいと考えております。  
以上5議案についてよろしくご審議を賜りたいと思います。  
これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより一括質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

○松浦議長

〔質疑なし〕

○松浦議長

質疑ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

本5件については文教厚生常任委員会に付託をいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第23 議案第19号 安芸高田市農村公園設置及び管理
条例

日程第24 議案第20号 安芸高田市企業立地奨励条例

日程第25 議案第21号 字の区域の変更について【田草川
地区1工区】

日程第26 議案第22号 字の区域の変更について【地籍調
査事業】

日程第27 議案第23号 安芸高田市災害危険区域に関する
条例

日程第28 議案第24号 安芸高田市営住宅条例の一部を改
正する条例

日程第29 議案第25号 市道の認定について【県道廃止に
より不用となった旧県道の市道認定】

○松浦議長

日程第23、議案第19号、安芸高田市農村公園設置及び管理条例
の件から、日程第29、議案第25号、市道の認定について【県道廃
止により不用となった旧県道の市道認定】の件までの7件を一括議題
といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

はい、議長。

○松浦議長

はい。

○児玉市長

議案第19号から議案第25号までの提案理由を説明申し上げます。
まず議案第19号、安芸高田市農村公園設置及び管理条例について
でございます。

本案は、合併前の各町が農村地域の憩いの場や、コミュニティ活動
の場として整備してまいりました市内21の農村公園について、この
たび、整理統合し適正に管理を行うため、必要な条例を制定するもの
でございます。

次に、議案第20号、安芸高田市企業立地奨励条例についてござ
います。

本案は、安芸高田市において工場等を新設する者に対し、奨励措置

を講じることにより、産業の振興と雇用機会の拡大を図ることを目的とする条例を、新たに制定するものでございます。制度の柱としては、企業立地を奨励するものをはじめとし、新規雇用を促すものなど、4つの奨励金を考えております。積極的な企業誘致や、工場誘致に取り組むことと合わせ、こうした制度により、安芸高田市の産業の振興と地域における雇用拡大を図り、ひいては市全体の活性化につながることを期待するものでございます。

次に、議案第21号、字の区域の変更について、田草川地区1工区でございます。

本案は、安芸高田市高宮町において、平成13年度から実施してまいりました県営ほ場整備事業、田草川地区のうち、1工区の換地計画書の作成に伴い字の区域に変更が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第22号、字の区域の変更について、地籍調査事業でございます。

本案は、安芸高田市高宮町原田及び来女木の一部において、平成16年度に実施した地籍調査事業により字の区域に変更が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第23号、安芸高田市災害危険区域に関する条例についてでございます。

本案は、安芸高田市高宮町川根において、平成14年度から事業を進めておりました水防災対策特定河川事業が終了したことに伴い、建築基準法第39条の規定により災害危険区域の指定を行うため、必要な条例を制定するものでございます。

次に、議案第24号、安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例についてでございます。

本案は、地域住宅交付金事業により平成18年度、安芸高田市甲田町高田原地区に建設した市営堂ノ口住宅4棟4戸について、条例に加えるため必要な改正を行うものでございます。

次に、議案第25号、市道の認定について、県道廃止により不用となった旧県道の市道認定でございます。

本案は、一般県道原田吉田線の道路改良事業に伴い、旧道として残った県道部分を、県道の廃止後は道路管理者である広島県から安芸高田市に引き継ぐため、新たに市道笠間線として認定することについて、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上7議案についてよろしく審議を賜りたいと思います。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[質疑なし]

○松浦議長 ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。
本7件については産業建設常任委員会に付託をいたします。

~~~~~○~~~~~

- 日程第31 議案第40号 平成19年度安芸高田市一般会計  
予算
- 日程第32 議案第41号 平成19年度安芸高田市国民健康  
保険特別会計予算
- 日程第33 議案第42号 平成19年度安芸高田市老人保健  
特別会計予算
- 日程第34 議案第43号 平成19年度安芸高田市介護保険  
特別会計予算
- 日程第35 議案第44号 平成19年度安芸高田市介護サー  
ビス特別会計予算
- 日程第36 議案第45号 平成19年度安芸高田市公共下水  
道事業特別会計予算
- 日程第37 議案第46号 平成19年度安芸高田市特定環境  
保全公共下水道事業特別会計予算
- 日程第38 議案第47号 平成19年度安芸高田市農業集落  
排水事業特別会計予算
- 日程第39 議案第48号 平成19年度安芸高田市浄化槽整  
備事業特別会計予算
- 日程第40 議案第49号 平成19年度安芸高田市コミュニ  
ティ・プラント整備事業特別会計予算
- 日程第41 議案第50号 平成19年度安芸高田市簡易水道  
事業特別会計予算
- 日程第42 議案第51号 平成19年度安芸高田市飲料水供  
給事業特別会計予算
- 日程第43 議案第52号 平成19年度安芸高田市水道事業  
会計予算

○松浦議長 日程第31、議案第40号、平成19年度安芸高田市一般会計予算  
の件から、日程第43、議案第52号、平成19年度安芸高田市水道  
事業会計予算の件まで13件を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 議案第40号から議案第52号までの提案理由のご説明を申し上げ  
ます。

まず議案第40号、平成19年度安芸高田市一般会計予算について  
でございます。本案は、平成19年度安芸高田市一般会計予算を調整  
いたしましたので、議会へ上程し、議決をお願いする案件ございま  
す。予算の総額は歳入歳出それぞれ、199億7千万円とするもので

ございます。地方債につきましては、その借入限度額を23億8,840万円と定めるものでございます。また、一時借入金につきましては、借入限度額を50億円と定めるものでございます。

次に議案第41号、議案名が平成19年安芸高田市国民健康保険特別会計予算についてでございます。予算の総額は歳入歳出それぞれ、42億5,332万2千円とするものでございます。また一時借入金につきましては、借入限度額を7億円と定めるものでございます。

次に議案第42号、議案名が平成19年度安芸高田市老人保健特別会計予算についてでございます。予算の総額は歳入歳出それぞれ、52億9,003万4千円とするものでございます。また、一時借入金につきましては、借入限度額を4億円と定めるものでございます。

次に議案第43号、平成19年度安芸高田市介護保険特別会計予算についてでございます。予算の総額は歳入歳出それぞれ、34億7,618万2千円とするものでございます。また、一時借入金につきましては、借入限度額を1億円と定めるものでございます。

次に議案第44号、平成19年度安芸高田市介護サービス特別会計予算についてでございます。予算の総額は歳入歳出それぞれ、3,139万5千円とするものでございます。また、一時借入金につきましては、借入限度額を1千万円と定めるものでございます。

次に議案第45号、平成19年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算についてでございます。予算の総額は歳入歳出それぞれ、3億5,469万5千円とするものでございます。債務負担行為につきましては、下水道管路台帳整備費用について、350万7千円を限度額とした債務負担を設定するものでございます。地方債につきましては、その借入限度額を1億2,220万円と定めるものでございます。また、一時借入金につきましては、借入限度額を3億円と定めるものでございます。

次に議案第46号、平成19年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についてでございます。予算の総額は歳入歳出それぞれ、7億8,177万9千円とするものでございます。債務負担行為につきましては、下水道管路台帳整備費用ほか1件について、2億117万円を限度額とした債務負担を設定するものでございます。地方債につきましては、その借入限度額を2億3,870万円と定めるものでございます。また、一時借入金につきましては、借入限度額を7億円と定めるものでございます。

次に議案第47号、平成19年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算についてでございます。予算の総額は歳入歳出それぞれ、4億7,144万4千円とするものでございます。債務負担行為につきましては、下水道管路台帳整備費用について、1,920万円を限度額とした債務負担を設定するものでございます。地方債につきましては、その借入限度額を9,870万円と定めるものでございます。ま

た、一時借入金につきましては、借入限度額を4億円と定めるものでございます。

議案第48号でございます。平成19年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算についてでございます。予算の総額は歳入歳出それぞれ、2億5,175万4千円とするものでございます。地方債につきましては、その借入限度額を6,370万円と定めるものでございます。また一時借入金につきましては、借入限度額を2億円と定めるものでございます。

次に議案第49号、平成19年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算についてでございます。予算の総額は歳入歳出それぞれ、570万9千円とするものでございます。また、一時借入金につきましては、借入限度額を500万円と定めるものでございます。

次に議案第50号、平成19年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算についてでございます。予算の総額は歳入歳出それぞれ、6億6,216万6千円とするものでございます。債務負担行為につきましては、配水管路図・給水戸番図整備費用について、4,100万円を限度額とした債務負担を設定するものでございます。地方債につきましては、その借入限度額を5,130万円と定めるものでございます。また、一時借入金につきましては、借入限度額を5億円と定めるものでございます。

次に議案第51号、平成19年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算についてでございます。予算の総額は歳入歳出それぞれ、1,129万3千円とするものでございます。債務負担行為につきましては、配水管路図・給水戸番図整備費用について、400万円を限度額とした債務負担を設定するものでございます。また、一時借入金につきましては、借入限度額を800万円と定めるものでございます。

次に議案第52号、平成19年度安芸高田市水道事業会計予算についてでございます。予算第3条は、水道事業の経営活動に伴い、発生すると予想される収益と、これに対応する費用を計上したもので、収益的収入及び支出の予定額を3億714万6千円とするものでございます。

予算第4条は、施設の整備、拡充等の建設改良費と建設改良に要する資金の予定額で、資本的収入の予定額を2億445万2千円、資本的支出の予定額を2億9,497万2千円とするものでございます。資本的収入額が基本的支出額に対し不足する額、9,052万円は当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額550万円、当年度分損益勘定留保資金6,692万5千円、建設改良積立金1,809万5千円で補填するものでございます。

予算第5条に定めます債務負担行為の限度額を900万円、予算第6条に定めます企業債の限度額を8,340万円、予算第7条に定め

ます一時借入金の限度額を2億円とするものでございます。

次に予算第8条及び第9条の予算の流用については、企業経営の効率的運営のため、収益的支出と基本的支出の間においては相互に流用することはできませんが、各項の間の流用をすることができることを定めると同時に、予算に定める職員給与費については相互間の流用はできないことを定めたものでございます。

次に予算第10条の利益剰余金の処分の予定でございますが、第4条予算の補填財源に充てるために建設改良積み立て金1,809万5千円を処分する予定としております。

以上、当初予算に関する13議案につきまして、よろしく審議を賜りたいと思います。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

質疑ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案13件については、議長を除く20名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認めます。

よって、本案13件については、議長を除く20名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、審査することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時49分 休憩

午後 2時00分 再開

~~~~~○~~~~~

#### 【委員長互選結果報告】

○松浦議長

休憩に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど予算審査特別委員会が開催され、正副委員長互選が行われました。

ここにその結果を通知いただいておりますので、報告をいたします。

今定例会において設置されました、予算審査特別委員会の委員長には、6番 川角一郎君、副委員長には、7番 塚本近君が選任されました。

以上報告いたします。

お諮りいたします。

日程第44 議案第27号 平成18年度安芸高田市一般会計  
補正予算（第7号）

○松浦議長 日程第44、議案第27号、平成18年度安芸高田市一般会計補正  
予算（第7号）の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 議長。

○松浦議長 はい。

○児玉市長 平成18年度安芸高田市一般会計補正予算でございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ8億1,080万9千円を減額し、予算の総額を222億700万8千円とするものでございます。歳入につきましては、市税1,500万円、地方交付税2,891万2千円、財産収入471万2千円をそれぞれ追加し、分担金及び負担金2,190万円、使用料及び手数料7,149万9千円、国庫支出金3,080万円、県支出金1億9,447万4千円、寄附金424万円、繰入金1億2,540万円、諸収入1,832万円、市債3億9,280万円をそれぞれ減額するものでございます。歳出につきましては、教育費756万5千円、公債費100万9千円をそれぞれ追加し、議会費354万9千円、総務費2億5,721万9千円、民生費9,341万5千円、衛生費8,544万6千円、農林水産業費1億124万1千円、土木費1億863万7千円、消防費1,279万4千円、災害復旧費1億5,708万2千円をそれぞれ減額するものでございます。また、債務負担行為の補正につきましては、県委託県道改良事業、一般県道中北川根線改良工事用地費、補償費費用として、平成18年度から平成20年度までの期間で、1,900万円の債務負担の限度額を設定するものでございます。

次に、繰越明許費の補正でございますが、地方自治法第213第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる事業として、18事業、総額で15億3,130万円の繰越明許費の追加及び変更をいたすものでございます。

地方債の補正につきましては、その借入限度額を、36億3,710万円と定めるものであります。

以上よろしく審議を賜りたいと思います。

○松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

○新川総務部長 議長。

○松浦議長 総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長 まず初めに、このたびの補正予算について、先にお配りさせていただいております、平成19年度安芸高田・市議会第1回定例会、補正

予算議案説明資料によりまして概要のみをご説明いたします。

1 ページをお開きください。このたびの補正予算につきましては、内容等も見ていただくとおりでございますけれども、各事務事業によりまして事務事業の確定等によりまして事業費の調整、事業執行見込みに基づく予算整理、計数の整理を行ったものが主なものでございます。

一般会計といたしましては、補正額8億1,080万9千円の減額となっております。補正後の累計額は、222億700万8千円となり、前年同期と比べますと93.2%でございます、6.8%の減となっております。このたび、一般会計また、11の特別会計及び、水道事業会計の補正も計上しております。

続きまして、次のページの2ページをお開きいただきたいわけですが、このことにつきましては収入部門の歳入の内容を概略的に説明をさせていただきますのでございます。

3 ページ目につきましては、歳出予算の款ごとの補正額の内容を整理していただいております。

4 ページ、5 ページは費目別の性質別経費の中で分類をさせていただいたものでございます。後につきましては予算額の歳出の補正予算の節ごとの分類、またこれを6 ページ、7 ページ、また8 ページにおきましては各節の内容の増減を整理をさせていただいておりますので、ご一読をお願いをしたいと思いますのでございます。

それでは一般会計の方の補正の概要につきましてご説明をさせていただきます。

まず一般会計予算の12 ページをお願いします。歳入でございますが、1 款の市税、個人市民税といたしまして、1,500万円の増額するものでございます。10 款の地方交付税は2,891万2千円、このことにつきましては、国の補正予算に基づきまして、普通交付税の当初算定をいたしました負担調整率によりまして、減額分にあるわけでございますが、この減額分の復活措置によるものでございます。2,891万2千円を増額するものでございます。12 款の分担金及び負担金でございますけれども、主なるものにつきましては、農林水産業費等の分担金850万2千円の減額でございますが、農林業事業費の確定による受益者分担金の減が主なものでございます。続きまして、2 目の災害復旧費分担金でございますが、1,389万円の減額につきましては、本年度の災害復旧事業費の確定によるものでございます。

13 ページをお願いします。2 項の負担金、2 目の教育費負担金、49万2千円の増額でございますが、園児数の確定による幼稚園保護者負担金が主なものでございます。13 款の使用料及び手数料でございますが、主なるものにつきましては、総務使用料14万7千円の行政財産使用料の増額するものでございます。3 目の衛生使用料につきましては、7,414万1千円の減額は、美土里町の横田診療所の診



療報酬の関係でございますが、本年1月からこの施設を医師の直轄といたすことから、従前の医療報酬を市の一般会計に歳入し、歳出で医師に委託料を支出しておりましたが、診療費、診療報酬を医師の直接収支とすることから、当該経費につきましては当該使用料収入を減額いたすものでございます。6目の使用料150万円の増額は、電柱等の道路占用料100万円と、また、市営住宅滞納金50万円を増額いたすものでございます。2項の手数料でございますけれども、衛生手数料といたしましては、136万4千円の増額につきましては、診療所の使用料の減額と同様に、横田診療所の証明手数料を13万1千円減額し、清掃手数料につきましては、浄化槽のし尿処理手数料を149万5千円を増額するものでございます。3目の農林水産業手数料、1万3千円の増額は、耕作証明等の手数料の増でございます。

次に14ページでございます。4目の土木手数料でございますが、1万8千円の増額は、都市計画区域等の証明手数料のものでございます。5目の消防手数料につきましては、40万円の減額は、危険物許可の事務手数料でございます。14款の国庫支出金でございます。民生費の国庫負担金でございますが、1,119万円の減額でございます。障害者自立支援扶助費、児童手当などの受給者の確定見込みに伴いまして、国庫負担金の減が主なものでございます。2項の国庫補助金でございますが、総務費国庫補助金の33万円の減額は、社会福祉施設のアスベスト除去事業に伴います、当該補助金を減額するものでございます。

続きまして、衛生費国庫補助金でございます。56万2千円の増額は、小型合併処理浄化槽整備事業、し尿処理施設整備事業、災害廃棄物処理事業費の確定によるものでございます。

15ページにまいりまして、4目の土木費国庫補助金でございますが、1,983万円の減額は、道路整備事業、市営住宅整備事業費の事業執行見込みに伴う、当該補助金の調整をそこに掲げさせていただいたところでございます。6目の教育費国庫補助金でございますが、7万4千円の増額は、児童生徒援助費の増額が主なものでございます。3項の委託金でございます。委託金といたしましては、自衛官募集事務費委託金が減額になったものでございます。

続きまして16ページをお願いします。県負担金でございますが、219万5千円の減額につきましては、事業執行見込みに伴う、県移譲事務交付金の調整でございます。2目の民生費県負担金、328万1千円でございますが、主たるものにつきましては、障害者自立支援事業等の執行見込みに基づく県負担金の減額が主なものでございます。2項の県補助金でございます。総務費の県補助金といたしまして、1,397万4千円の減額につきましては、地籍調査事業費また、情報化推進事業費の事業執行見込みの整理に伴いまして、補助金を減額するものでございます。2目の民生費県補助金、290万8千円の減額は、

社会福祉事業及び児童福祉事業費等、それぞれの事業費の確定によりまして減額をいたすものでございます。

17ページでございます。3目の衛生費の県補助金につきましては、9万9千円の減額でございますが、環境衛生補助金の16万4千円の減額につきましては、浄化槽整備事業費の事業の確定、また2節の6万5千円の増額につきましては、小児救急地域医師研修事業に伴う県補助金を新たに補正計上するものでございます。4目の農林水産業費県補助金でございます。7,684万4千円の減額につきましては、農林水産事業費の確定によるもので、小規模農業基盤整備事業費補助金が1,127万円、団体営基盤整備促進事業費補助金が4,497万2千円、林道整備事業費補助金1,006万円の減額が主なものでございます。

18ページをお開き願います。5目の災害復旧費県補助金でございますが、9,293万8千円の減額は、本年度の農林関係災害復旧費補助金の採択額の確定によるものでございます。3項の委託金でございます。1目の総務費の委託金、169万6千円の増額につきましては、主たるものにつきましては県民税徴収取扱交付金を210万円増額、その他、指定統計調査事業費の確定によりまして、委託金等減額するものでございます。2目の民生費でございますが、17万9千円の増額につきましては、援護業務交付金なり及び図書類自販機等立入調査委託金を増額するものでございます。4目の土木費委託金でございます。420万円の減額につきましては、県道維持補修事業費の執行見込みの整理に伴いまして、県道維持委託金を減額いたすものでございます。6目の教育費委託金、9万円の増額につきましては、子どもと親の相談業務の確定がいたしました関係で、増になるわけでございます。

19ページでございますが、財産運用収入でございますが、財産運用収入、財産貸付収入、5万9千円の増額につきましては、財産の一時貸付等の収入を見込んでおるものでございます。2目の利子及び配当金でございますが、327万8千円の増額につきましては、金利等の上昇に伴いまして、それぞれの基金運用利子を増額するものでございます。16款の財産収入でございます。2項の財産売払収入でございますが、137万5千円の額につきましては、普通財産であります公用廃止法定外公共物の売り払い収入を計上するものでございます。

20ページをお願いいたします。17款の寄附金でございます。2目の指定寄附金、424万円の減額につきましては、美土里町の元小学校跡地、コミュニティ施設整備事業費の確定に伴いまして、寄附金の減をいたすものでございます。18款の繰入金でございます。3項の基金繰入金でございます。4目の地域振興基金繰入金、230万円の増額につきましては、基金運用利子の増額分を事業充当いたすものでございます。5目の市民センター建設基金繰入金でございますが、

1億5千万円の減額でございます。8目の清流園施設改修基金繰入金、120万円の減額は、第2庁舎・総合文化福祉施設整備事業及び清流園施設改築事業の事業執行見込みの減により、当該基金繰入金を減額するものでございます。9目の神楽門前湯治村に伴います基金繰入金、2,500万円の増額でございますが、株式会社神楽門前湯治村の財政援助に財源といたしまして、充当をいたすものでございます。10款の消防施設整備基金繰入金、150万円の減額でございます。分駐所整備の事業執行見込みに伴う、繰入金の減でございます。

21ページをお願いします。20款の諸収入でございますが、市預金利子といたしまして107万5千円の増額をみております。5項の雑入、4目の雑入、1,939万5千円の減額につきましては、主といたしましては、消防団員退職見込みの減によるものでございます。また、財政課関係雑入の振興協会からのコミュニティ施設整備助成金、1,568万9千円が減でございます。企画課関係の雑入につきましては、104万6千円の増額は、総合文化福祉施設整備事業に係る省エネルギー普及促進対策助成金の増でございます。

22ページをお願いします。21款の市債の関係でございます。事業費等の確定見込みによりまして、3億9,280万円の減額をそれぞれ起債額の調整により行うものでございます。

続きまして歳出の方をご説明いたします。

24ページをお願いします。費目の大部分のところが減額になっております。減額する事業につきましては事務事業費、事業量の確定によりまして、事業執行見込み等に基づく予算整理によるものでございます。1款の議会費でございますが、354万9千円の減額に伴いますものにつきましては、議員さんの欠員に伴う人件費、また消耗品が主なものでございます。

続きまして、2款の総務費の関係でございますが、一般管理費の1,400万円の減額につきましては、この第2庁舎・総合文化福祉整備事業費の事業費支弁へ組み替えをいたすものでございます。財源組換をいたすところでございます。3目の財政管理費でございますが、203万5千円の減額、4目の会計管理費、21万3千円の減額につきましては、入札工事の検査管理費、また会計管理費の事務事業の執行見込みに伴う予算整理をいたすものでございます。5目の財産管理の413万2千円の減額につきましては、各それぞれの節の方を精査していただいて、調整させていただいたものでございます。

25ページをお願いします。25ページの6目の基金管理費、1億321万円の増額でございます。財政調整基金に2,453万2千円、減債基金に5,005万4千円、美土里町神楽門前湯治村育成基金に、805万6千円、たかみや湯の森管理基金に、1,800万円積立するものでございます。その他の基金につきましては、基金運用の増加に伴い、利子相当額の積立を行うものでございます。

続きまして26ページをお願いいたします。企画費でございます。40万3千円の増額等につきましては、説明欄の中にもございますように交通対策に伴いました、2,646万3千円の増額につきましては、備北交通等への生活交通路線維持負担金の確定による増でございます。葬斎場施設整備事業費2,606万円の減額につきましては、本年度計上しておりました用地測量、環境調査委託費等を減額し、このことにつきましては、平成19年度の予算に新たに計上いたすものでございます。10目の諸費でございますが、消耗品費等減額をいたしまして、防犯等の活動助成の方に負担を組み替えたものでございます。続きまして行政情報処理の内容でございますが、1,737万2千円の減額は、ネットワーク経費、電算処理費の計数の整理と、地域情報化推進に伴います無線LANシステム整備、高速インターネット整備負担金の確定によりまして、予算を整理させていただいたところでございます。12目の自治振興費でございます。2,324万8千円の増額で、19節にも掲げております負担金補助及び交付金、2,700万円の増額につきましては、株式会社神楽門前湯治村への財政援助補助金を計上いたすものでございます。他の費目につきましては、計数の整理をさせていただいたところでございます。次に、13目の地籍調査に伴います1,642万7千円の減額につきましては、地籍調査事業の事業執行見込み等に伴う予算整理でございます。14目の第2庁舎・総合文化福祉保健施設整備事業費につきましては、3億1,987万6千円の減額でございます。これにつきましては、平成17年度から平成19年度までの整備期間でありますことから、年度間の事業調整等によりまして、平成18年度施行分の工事請負費の額を調整いたすものでございます。

28ページをお願いいたします。徴税費の関係でございますが、36万2千円の減額、賦課徴収費796万円の減額につきましては、予算整理をさせていただいた事業の調整をさせていただいたところでございます。3項の戸籍住民基本台帳費、50万2千円の減額につきましては、電算開発システム委託費の計数の減額でございます。

29ページでございますが、統計調査費41万8千円の減額、6項の監査委員費78万3千円の減額につきましては、それぞれ事務事業費の調整を行ったところでございます。

30ページをお願いします。3款の民生費の関係でございます。社会福祉費の関係でございますが、財源の組み替えを行ったところでございます。2目の障害者福祉費でございますが、1,937万4千円の減額につきましては、障害者自立支援事業費、障害者福祉事業の事務事業費、事業執行見込み等に基づく予算整理したものでございます。なお、増額いたしました19節の227万5千円につきましては、支給対象者数の確定に伴いまして、精神・心身障害者就労促進事業等の補助金の増が理由でございます。3目の老人福祉費、7,425万9

千円の減額につきましては、老人福祉事業及び老人保健等の特別会計に伴いました事務執行に伴います予算整理を行ったものでございます。

31ページをお願いします。5目の社会福祉医療公費負担事業費、235万9千円の増額でございます。重度心身障害者医療扶助費の制度改正に伴い、今年度内の請求が増加する見込みであることから療養援護金を増額するものでございます。6目の人権推進費、1,119万円の減額及び7目の人権会館費180万円の減額につきましては、それぞれの事務・施設管理運営事業の執行によります、予算の係数整理をいたしたものでございます。

32ページをお願いします。2項の児童福祉費26万円につきましては、入所者の増に伴いまして、母子生活支援施設入所委託料の増が主なものでございます。2目の保育所費でございますが、2,004万7千円の増額につきましては、需用費347万1千円につきましては、吉田保育所、美土里の森保育所、向原こぼと園の施設の修繕が主なものでございます。13節の委託料につきましては1,480万1千円の増は、年度中途からの3歳未満児等の入園増に伴いまして、人的業務委託費の追加でございます。15節の工事請負費につきましては、小田保育所のフェンス設置等をいたすものでございます。4目の児童扶養手当費、788万1千円の減額でございます。また、5目の児童福祉医療・公費負担事業費、159万8千円の減額につきましては、支給対象者の最終見込みに伴う予算を調整させていただいたところでございます。6目の児童福祉施設費、2万1千円の増額につきましては、子育て支援施設の印刷機コピー代の増が主たるものでございます。

33ページをお願いします。4款の衛生費でございますが、1目の保健衛生総務費10万2千円の減額につきましては、献血事業費の事業執行見込みに伴う献血記念品費の減が主なものでございます。2目の健康づくり推進事業の190万円の減額についても同様、事務執行見込みに係る予算整理でございます。4目の環境衛生費でございますが、このことにつきましても21万3千円の増額でございますが、浄化槽整備事業の事業量の確定に伴いまして、補助金を128万円を減額し、簡易水道事業、浄化槽整備事業特別会計等の特別会計の事業執行見込みに伴う繰出金をそれぞれ調整するものでございます。5目の診療所費でございますが、3,598万円の減額につきましては、歳入の使用料の項でご説明しましたように、横田診療所の診療報酬を医師の直轄・直接収入とすることから、従前、診療報酬を一般会計で受け入れて、それを財源として委託費で支出していたものでございます。その額を減額するものでございます。11節の需用費等につきましては、診療用機器の修繕費、また備品購入等につきましても、美土里歯科診療所の治療用コンプレッサー等の導入をさせていただいたものでございます。

34ページをお願いいたします。2項の清掃費の関係でございます。塵芥処理費3,089万4千円の減額でございますが、芸北広域環境施設組合負担金の確定によるものでございます。2目のし尿処理費、1,678万3千円の減額につきましては、し尿処理施設、清流園の汚泥処理委託等の事業執行見込みに係る予算整理でございます。

35ページにまいります。農林水産業費の関係でございます。農業委員会費の68万4千円の減額でございますが、このことについては事務執行上の見込みによりまして、予算整理をさせていただいたところでございます。農業総務費につきましては、2,414万1千円の増額は、農業集落排水事業の事業執行見込みに係る特別会計繰出金の増が主なものでございます。3目の集落営農推進費でございますが、210万6千円の増額につきましては、地域営農推進に係る農業用機械助成金の追加をさせていただいております。4目の農業生産支援費195万9千円の増額につきましては、説明欄にも掲げておりますように農業振興施設管理運営費、20万5千円につきましては、農地対策事業等につきましては、それぞれ事業等の確定、また有害鳥獣対策補助等の増額するものでございます。5目の畜産振興費につきましては、財源の組み替えを行うものでございます。

36ページでございますが、6目の農村整備費でございます。9,424万6千円の減額でございます。このことにつきましては農業関連事業費の確定によりますものと、19節の負担金で、主なものにつきましては県が実施いたしております、県営工事の476万6千円の増額につきましては、県営工事負担金の確定によるものでございます。林業費でございますが、37万円の減額につきましては予算調整をさせていただいております。林業振興につきましても、221万3千円の増額につきましても、有害鳥獣捕獲委託費の増が主なものでございます。3目の造林事業費、258万円の減額、また37ページにまいりまして、4目の林道整備事業費、1,993万4千円の減額、また、5目の治山事業費、1,384万6千円の減額につきましては、いずれも、林業関係事務事業の執行見込みを整理したものでございます。8款の土木費でございますが、1目の土木総務費の22万2千円の増額、また13節の委託料127万2千円の増額は、県河川の占用に係る用地測量委託を計上いたすものでございます。

38ページをお願いいたします。2項の道路橋梁費におきます、1目の道路橋梁総務費でございますが、477万円の増額でございます。2節の給料580万円の増額につきましては、3目の道路改良事業の事業執行との補助金対応の中で事業費支弁として振り替えをさせていただいたものでございます。2目の道路維持費、400万円の減額につきましては、県道維持管理委託費を800万円増額して、維持修繕工事費を1,200万円減額するものでございます。3目の道路改良費でございますが、9,294万1千円の減額でございます。それぞ

れの道路改良事業に伴います、執行見込みを予算調整させていただいたところでございます。

39ページでございます。3項の河川費の河川総務費でございますが、江の川改修促進期成同盟会負担金が確定になりましたので、その事業を計画させていただいたものでございます。3目の宅防費、52万3千円の減額につきましては、事業の確定によるものでございます。4目の砂防費は、120万円につきましては、事業の確定に伴いまして、歳入財源の組み替えを行ったところでございます。

40ページをお願いいたします。4項の都市計画費でございますが、2目の公共下水道967万9千円の増額につきましては、事業執行の見込みと、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業特別会計に対する繰出金の増が主なものでございます。5項の住宅費でございますが、1目の住宅管理費631万5千円の減額は、住宅管理に伴います予算の調整を行ったものでございます。2目の住宅建設費1,955万6千円の減額につきましては、市営住宅建設事業の事業確定によるものでございます。

41ページにまいりまして、9款の消防費でございますが、常備消防費616万9千円の減額、需用費の方の106万4千円等の増額につきましては、新規採用予定職員の制服等購入費、また、15節の工事請負費172万2千円の増につきましては、仮眠室空調設備また、42ページにお願いいただきまして、消防車の車両車庫等の改修を計上するものでございます。

42ページでございますが、2目の非常備消防費で、502万7千円の減額、3目の消防施設費の212万4千円の減額につきましては、それぞれ消防施設に伴います事業の確定によるものでございます。災害等の災害対策費でございますが、52万6千円等の増額につきまして、需用費の関係で149万6千円、また災害等に伴います備蓄資機材を計上いたすものでございます。

43ページでございます。教育委員会、教育費の関係でございますが、1目の教育委員会費については、予算調整をさせていただいております。

44ページをお開き願います。2項の小学校費、1目の学校管理費、171万4千円の減額につきましては、それぞれの各学校の予算調整をさせていただいたものでございます。

45ページでございます。1,985万9千円の増額でございます。この理由といたしましては、工事請負費の方で、2,168万2千円の増額をいたしておりますが、吉田中学校の校舎・柔剣道場の屋根の改修工事を計上いたすものでございます。備品等については、中学校教育備品の増額をいたすものでございます。1目の幼稚園費でございますが、24万8千円の増額、46ページにまいりまして、園舎等の裏山の修繕工事費が主なものでございます。5項の社会教育費、1目

の社会教育総務費の関係の163万3千円の減額につきましては、事務執行に伴います整理を行っております。内容といたしましては、11の216万6千円の補正額でございますが、甲田町ミュージ、高宮町田園パラッツオ等の施設修繕費の増が主なものでございます。

47ページお願いします。2目の生涯学習推進費の154万2千円の減額につき、また人権教育の9万円の減額、また、4目の公民館費、117万7千円の減額につきましては、いずれも各節の予算調整をさせていただいたところでございます。5目の図書館費でございますが、275万3千円の図書管理につきましては、その中でも需用費の関係で、既存図書の2万冊のICタグの設置費を追加いたすものでございます。

48ページの中にもございますように、18の備品購入77万円の増額につきましては、各図書館の図書購入費の追加でございます。6目の国際交流費でございますが、104万6千円の減額につきましては、事務事業の確定によりまして調整をさせていただいたところでございます。7目の文化芸術振興費等につきましても、14万円の増額でございますが、節の需用費の中でも一番大きい57万8千円の増額につきましては、四季の里リーフレット印刷製本費の増が主なものでございます。8目の文化財保護費、230万円の減額につきましては、事務事業の調整をさせていただいたところでございます。

49ページでございます。6項の保健体育費でございますが、1目の保健体育総務費、198万1千円の増額でございますが、11の需用費の関係で、156万2千円増額いたしております。一番主なものにつきましては、吉田運動公園の非常用発電機、火災報知機等の修繕が主なものでございます。15節の工事請負費等につきましては、68万8千円増額いたしておりますが、美土里体育センターのトイレ設置工事、小原多目的広場のベンチ設置工事費の増が主なものでございます。18の備品購入は、美土里海洋センターのバレーボール用支柱購入を計上いたしておるものでございます。2目のスポーツ振興費でございますが、158万円の減額は、事業執行に伴います最終調整をさせていただいたところでございます。

続きまして、50ページをお願いします。学校給食費でございますが、2万7千円の減額でございますが、説明欄にも掲げておりますそれぞれの学校等の調理場等の修繕なり、燃料費の増が主なものでございます。11款の災害復旧費でございます。1項の農林水産災害復旧費によりまして、1目の農地災害復旧費で5,092万5千円の減額につきましては、51ページの中にもございますように、2目の農業用施設災害復旧費、1億164万7千円の減額及び3目の林業施設災害復旧451万円の減額につきましては、国の災害査定によりまして現年度災害補助が確定いたしましたことから、予算を減額いたすものでございます。なお、翌年度採択となります災害復旧事業につきましては、



新年度当初予算におきまして、過年度の災害復旧事業として計上いたすところでございます。2項の土木施設災害復旧費でございますが、歳入財源の組み替えを行っておるところでございます。

52ページをお願いします。12款の公債費でございますが、公債費の中では、100万9千円の増額につきましては、住宅資金の貸付金の繰上げ償還に伴いまして、住宅資金貸付債の残金の繰上げ償還を計上いたすものでございます。2目の利子については、財源の組み替えを行っているものでございます。

6ページに戻っていただきたいと思えます。債務負担行為の補正でございます。県委託県道改良事業、一般県道・中北・川根線改良工事の用地費・補償費の費用として、道路用地の取得を円滑に遂行するため、平成18年度から平成20年度の期間で、1,900万円を限度額として債務負担行為をいたすものでございます。

続きまして、7ページをお開きください。繰越明許費の補正でございます。第2庁舎・総合文化福祉保健施設整備事業といたしまして、8億5千万円、美土里旧本郷小学校跡地整備事業といたしまして1,100万円、神楽門前湯治村調整池災害復旧工事を360万円、過疎債充当分の農業集落排水事業特別会計繰出金を1,200万円、中馬地区一般農道整備に係る県営事業負担金を1,750万円、小原地区ほ場整備事業に係る県営事業負担金を100万円、川根地区ほ場整備事業を850万円、市場宮ノ城線道路改良事業を1,100万円、長田隠地線道路改良事業を1,100万円、新町公民館線道路改良事業を80万円、高林坊線道路改良事業を30万円、過疎債充当分の公共下水道事業特別会計といたします関係から800万円を、過疎債充当分の特定環境保全公共下水道事業分といたしまして、繰出金を2,500万円、吉田中学校屋根改修工事を1,570万円、農地災害復旧事業を7千万円、農業施設災害復旧事業を1億2千万円、林業施設災害復旧事業を3,090万円、公共土木施設災害復旧事業を3億3,500万円をそれぞれ明許繰越をいたすものでございます。合計といたしまして、18事業がございます。15億3,130万円を限度といたしまして、繰越明許費の追加また、変更を行うものでございます。

8ページをお願いいたします。地方債補正でございますが、総務事業債といたしましては、1億1,270万円減額をいたしまして、14億2,340万円に、民生事業債を1,630万円減額いたしまして、1億2,550万円に、衛生事業債は2,340万円全額減額いたします。農林水産事業債を5,760万円減額して1億3,880万円に、土木事業債8,950万円減額いたしまして3億5,320万円に、消防事業債を400万円減額いたしまして1億6,880万円に、教育事業債5,400万円減額して1,360万円に、特別会計繰出債を1,630万円減額して3億8,820万円、災害復旧事業債を6,760万円減額して2億5,200万円と、補正後の借入

限度額を、それぞれ36億3,710万円とするものでございます。

以上で要点のご説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○松浦議長

以上で要点説明を終わります。

この際、15時10分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時56分 休憩

午後 3時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

休憩前に引き続き会議を再開します。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番 熊高昌三君。

○熊高議員

相対的に減額ということですが、3月の年度末を控えてということで、計数整理とそういうことも多いんですが、基本的に執行の減というのかなりあるんですね。そういった観点からすると本当にできずに執行しなかったのか、やらずに執行しなかったのか、そういった観  
点のところを少しまず大枠でお聞きします。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

全体の中で申しますと、総務部、財政課といたしましては、できるだけ財源の確保をさせていただきたいという形の中で、原課の方では予算を最終ということで、精査をしてほしいということで、お願いをさせていただいております。担当の方からも説明あるかと思いますが、県費関係の事業が非常に農林関係等については採択にならないというような状態もございます。県の方が県費の継ぎ足しという事業を枠をくれておりません。そういうところの事業関係につきましては、ある程度そういう状況が出ておるのではなかろうかというように思っております。それと起債の発行の考え方が大体以前は3月末で全体調整をするという状況でございましたが、大体12月で大枠を確定するというシステムになっております。そういう状況で、今回も起債の方も多少減額をさせていただいておりますが、ある程度枠の調整を確保しておかないと、充実に難しいということでございますが、できるだけ工事の発注はある程度は早くし、執行するという形の中で、財源もある程度確保していくということが必要ではないかと思っております。一番ひどいのが、先ほど言いましたように県なり国関係の国庫支出金等につきましても事業費の工事請負費等の減が主なものではなかろうかと、いうように思っております。それと当然今回の3月補正につきましましては、新年度の予算の査定の段階でどうしても新年度の予算の中に要求されてきたものもございまして、新年度の予算の調整と、今回の3月補正とも事業調整をさせていただいて、今年度できること

については、今年度の事業費として補正をさせていただいております。事務事業の調整についてはできるだけ、減額措置ということでさせていただいております。起債の関係、また基金等につきましてもできるだけ、もっと取り崩しを計画いたしておりましたけれども、最終的には取り崩さなくてもいいような形の中で、また基金の中に戻していくという状態の操作もさせていただいております。全体的にはその事務が残っておるのではなかろうかということでございますが、繰越明許の予算を見ていただきますとわかりますように、多額の工事費等も計画をさせていただいております。そういう状況で今回の予算調整を、させていただいたところでございます。

以上でございます。

○松浦議長  
○熊高議員

10番 熊高昌三君。

各担当部長に答弁はと言っても具体的なことを聞いておりませんので、これから具体的なところを聞かせていただきます。

特に事業が繰り越したというのも15個ありますけども、第2庁舎が半分以上ありますから、その他ちょっと気になるのが繰り越す原因になった、取り組むのが遅かったんじゃないかということもあるし、逆に災害なんかでもいろいろ私も業界の中におる人間としていろいろ情報を聞くと、今回も災害復旧あたりも非常に、はなから入札を辞退するというような業者もあったようなことももれ聞いておるんですね。そういった観点からすると、市民の安全を守るべく災害復旧をすることがどうしてできないのか、というふうな市民のやはり不安につながってくるというように思うんですね。そういった経緯を見ますとやはり業界もいろいろ厳しい状況にありますから、本当に体力が落ちてきておるんじゃないかなと。やはり今まで余裕があれば技術者も多少抱えておいて、どうしても繁忙期とそうでない時期とある業界がありますから、ある程度年間通じて平均的に仕事があればそうはいかないんでしょうけれども、そういった状況の中で技術者をぎりぎりいっぱいまで削減して、コストダウンしていくという状況に、追い込まれているような状況も多少あるのではないかなと。だから内容によっては今までだったら地域のためというふうなそういう気持ちもあって、仕事をするということも随分あったような経緯もあったんですが、やはりそれだけ体力が落ちた状況になってきておるということですね。そういったことを長いスパンで考えると、やはり入札執行制度も含めていろんな形で地域の地場の産業としての位置づけをしっかりと確保する、除雪とか災害の時に本当に役に立つのは地元のそういう企業であるというふうなそういった議論もこれまでも同僚議員からも出ておりましたが、そういった観点も含めてこれからも、19年度になってもそういう状況が出てくるんじゃないかという気がしますんで、そこらあたりの対策というのを一つ、大枠の中でお聞きしたいと思います。

それと、6ページの債務負担行為、これは中北川根線の土地の購入

の準備ということですが、北に分駐所ができるということですよ。一日も早く道路網の整備というのが必要な箇所だということで、非常に力を入れて、こういった取り組みをされておるといように思うんですが、私も土地開発公社の理事として委員長の充て職でありましたけれども、こういったところへ土地開発公社の力を使うべきじゃないかなと、かなり土地開発公社の動きというのが非常に見えにくいというんですかね。動きがないというか、そういった状況もありましたんで、副市長もそういう担当になっておりますが、そこらの考え方も少し改めていくべきじゃないかなと。いう観点でこのところはお聞きしたいと思います。

ページを追って随時聞いていきますけども、20ページの繰入金、基金の繰入金というのがかなり減額になったりしておったりするぶんもありますし、増額になったところもありますけども、どこかに基金管理費ですか。そこに繰り入れたところもありましたよね。そこらを合わせて、最終的に今どのように基金の残高がなっているのか。それを1点お聞きしたいと思います。

次に24ページの2款総務費の一般管理費の財源の組み替えというのが1,400万の人件費がありますね。これの中身をもう少し詳しく、わかりやすく説明いただきたいと思います。

先ほどの基金管理費というのは25ページですね。あそこになります。それとの先ほどの残高を合わせてお教えていただきたいと思います。

それから26ページ、一番下の外郭団体補助金、神楽門前湯治村の補助をするというお金ですね。これは第3セクターでいろいろ議論をしてきた経緯もありますし、その時にいろいろ資料請求をして、今終わっておるんですね。ただその時も第3セクターの議論の中でこの予算がらみの話も出ておりますので、議長お許しいただければ、私も委員長やっておりますので、この執行をどうするかという判断をするためには、そのときの資料が当然出されて説明されないと、十分な理解が得られないと私は判断をしておるんで、できれば議長の判断で皆さんご同意されれば第3セクターの委員会で請求された資料に基づいて説明なりを詳しくしていただく方が調査をしやすいくかなというように気がしますんで、ご判断をお願いします。

それから27ページの地籍調査費、これの減額についての詳しい内容をお知らせ願いたいと思います。当然今まで言ってきた吉田の関連かなと思いますんで、あえてお聞きをしておきます。

それから具体的にはあれですが、30ページの障害者自立支援関係、かなり減額になっておりますね。ここらは法律のいろいろ関係もあるんだというふうに思いますが、ここらこそ本当にお金があるんなら使えるような形で使えなかったかなという気がしておるんですね。ですから中身についても少し詳しく、どうしてこれが減額になったの

か、障害者の皆さんに本当は出るお金じゃなかったんかというふうな観点からお聞きしておりますので、もう少し詳しく減額になった理由をお聞かせ願いたいと思います。

それから32ページの2目の保育所費、13節の委託料、業務委託の変更で、委託料が増になったという、3歳児の増ですかね。そういう関係で増えたということですが、業務委託のその内容について少しお聞きしておきたいと思います。

それから33ページの2目の健康づくり推進事業、これも先ほどの障害者の減額と同じように額は少なくなっておりますが、基本的に介護予防とか、そういった観点でこの事業というのは重要な事業なんです。ですから、むしろ減額するよりか増えるぐらいな取り組みをすべき場所であるというふうに私は思うんですね。そういった観点からするとなぜ減額になったのか、こういった視点でお聞きしたいと思います。

次に48ページの社会教育費の6目国際交流費、これも104万6千円減額になっておりますが、額が小さいですから割合からしたら15%近いものの減額なんですね。負担金補助及び交付金が減ったというふうに主要にはなっておりますが、この中身についてももう少し詳しくお聞かせ願いたいと思います。

それから50ページの災害復旧費、それから下の項目ですけれども部長の説明でここら5千万余り減額になっておりますが、査定の関係で減ったと。査定が落ちたんかなということを知りましたが、19年度に繰り越したこともあるというようなことですが、もう少しこの中身について詳細に説明をいただきたいと。どの程度査定で落ちたのか、どの程度19年度に繰り越したのか、その割合等がわかれば説明を願いたいと思います。

以上です。

○松浦議長

ただいまの熊高君の質問に対し、順次答弁を求めます。

まず総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

今回のこうした工事費関係、先ほどありましたような災害対応にする安心安全の施行工事、土木業者さんとの関連性ということのご指摘でございます。今年度になりまして、協会、また土木業者さんに災害応援協定という制度をつくらせていただきました。これは市内におられます全業者さんの対応の中で協定を締結をさせていただくということで、一応市の方とそうした各業者さん、また業界ということもございまして、そういう対応の中で土木の方で対応をさせていただいておるところでございます。ただ、先ほどからご指摘いただいておりますように、入札執行また、技術者の対応、ご指摘いただきますように今回災害の発注をさせていただきましたけれども、非常に辞退者という形のもので原因が出てきております。このことを整理させていただきますと非常に県工事の発注、また旧町単位の町の災害状況を見ますと

それぞれの大きな主要事業が発生しておるといふ状況もございます。そういうところの観点で、やはり何が一番原因かといいますと、やはり技術者の対応である程度そういう対応となっております。そういう状況の中で、辞退をさせていただいておるといふことでもございますけれども、今回の災害の発注につきましては全入札制度の中で指名をさせていただいておらず、新たな災害復旧対応ということで、入札の参加資格という要件を新たなものを定めをさせていただきました。災害が多く起こっておるのは八千代、吉田、甲田という状況の中で、他の向原、高宮、美土里というのは対応がございませんので、できるだけ地域の旧の指名の方法じゃなしに、できるだけ皆さんの市内の業者さんに対応していただけるような発注をさせていただいたところでもございます。当然そういう方法も執行部といたしましてはできるだけ災害復旧の対応ということで、業者の入札に入れる資格範囲を広げさせていただいたというのも事実でございます。今後におきましても技術の対応ということもございまして、できるだけ災害の路線箇所をある程度集約をさせていただいたものをある程度発注をさせていただいておるといふ状況。このことも小さな箇所数ばかりを1件1件出せばなかなか対応できませんので、それをある程度包括したような発注方法というのも考えさせていただいておるといふことでもございます。どちらにしましても県の方の発注もさせていただいておられますし、残された市の発注の方も早い時期に発注をさせていただきたいというように考えております。

それと収入の段階で基金の残高という状況でございます。このことにつきましては総務費の基金管理費の中で積み立て等をいたしておる現状でございます。この基金の繰入金ということにつきましては、例えば市民センターの建設基金でありますと、今年度18年度で1億5千万を取り崩す計画であったのを1億5千万取り崩さないという整理をさせていただいております。そういう整理面につきましても同様、消防建設基金につきましてもそういう状況でございます。

それと基金の残高でございますが、今回の補正もとりますことながら、18年度末の決算見込みとしましては財政調整基金を。

○熊高議員

資料もらえるなら資料をあともらった方がいいんですけどね。今答弁される分は。

○松浦議長

災害復旧の。

○熊高議員

基金残高は。後ほどコピーをして出していただければ皆さんもいいんじゃないかなと。

○松浦議長

コピーして出せますか。

○新川総務部長

いえ。もう皆さんの方へお配りしています。

○熊高議員

じゃあそのぶんで話をしてください。

○新川総務部長

すいません。新年度の予算の資料の中に添付させていただいておりますが、一読していただいておりますのではないかと思うんですが、資料

を見ていただきたいと思っております。平成19年度の安芸高田市の歳入歳出予算の資料を見ていただきますと、以前一緒に予算書と配布をさせていただいております。こうした厚いものです。その中の20ページを開いていただきたいと思っております。20ページに18年度の現在高の見込み額をそこに掲げております。財政調整基金としましては、10億2,032万3千円の見込みをさせていただいております。このことにつきましては当初予算の中である程度4億5千万等の取り崩し等も実施をさせていただいておりますけど、元金の積み立てをさせていただいて5億6,690万、また利子等で取り崩しは5億6,558万7千円の財調基金を取り崩しをさせていただいております。17年度末から18年度の見込みを差し引きますと、現在高が10億2,032万3千円でございます。減債基金につきましては、今回の補正予算で5千万ほど積み立てをさせていただいて、9,580万5千円ということで、現在財政調整基金減債基金が11億1,612万8千円の18年度末の見込み額を思っております。そこからその他の目的基金でございますが、地域福祉基金といたしまして4億676万7千円、ふるさと水、また、ふるさと創生地域の振興基金33億円の借入れをそこにしております。高田地区の工業団地の下水処理場の基金でございますが、このことにつきましては工業団地内の下水場の基金をつくっておりますので、下水の配管ができますとそれをつなげばこの基金は廃止すると。このお金を使ってそういうものを作りたいという考え方を持っております。それと市民センターの建設計画でありますけど、基金の取り崩しはしなくて今回2千万だけ取り崩しておるわけですが、当初1億7千万の取り崩しをしておりましたけれども、1億5千万繰り入れてございますので、見込み額といたしましては3億4,345万9千円ということに考えております。サッカー公園の基金が8,455万4千円、美土里町の神楽の湯治村の基金が852万7千円、今回基金の取り崩しにつきましては、18年度はリニューアルで6千数百万のお金と2,500万の財源補てんをここで取らせていただいとるところでございます。消防設備の資金が8,482万4千円、それと職員退職手当の基金が525万6千円、まちづくり基金が2,307万1千円、清流園の改修資金が1億8,777万6千円、健康福祉推進事業基金が971万8千円ということで、今回無線アクセスの運営基金の方も計上させていただいております。そういう状況の中で、その他の目的基金といたしまして、46億6,728万8千円、財調基金等々合わせますと57億8,341万6千円という基金残高の見込みを考えております。特別会計につきましては、そこに国民健康保険の財政調整基金から、簡易水道の基金までございますが、全体的には現在一般会計なり、特別会計合わせますと65億4,821万3千円の基金を計画いたしておるところでございます。基金についての状況にしましては以上でございます。

続きまして、24ページの1,400万円の減額でございます。このことにつきましては、ページ数で27ページをお開き願いたいと思います。27ページに第2庁舎の建設事業費がございますが、そこに給料といたしまして1,400万円を振り替えております。この振り替えた理由といたしましては、当然事務費対応で合併特例債の関係の中で事務費相当分を充当させていただいておる状況でございます。

私の方から以上で終わらせていただきます。

○松浦議長

引き続き自治振興部長、答弁を求めますが、先ほどの第3セクターの関係もございまして、熊高議員の資料請求についても含めて答弁を願いたいと思います。

自治振興部長 田丸孝二君。

○田丸自治振興部長

議長のお許しをいただければ、請求されました資料をお配りをして答弁をしたいと思っておりますけども。

○松浦議長

そうしてください。  
暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 3時38分 休憩

午後 3時39分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

休憩を閉じて再開します。

ただいま熊高議員が資料請求をされましたが、資料請求を求めてよろしいですか。

〔異議なし〕

○松浦議長

それでは異議なしでございますので、資料請求を求めます。  
休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時40分 休憩

午後 3時41分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより答弁を求めます。

自治振興部長 田丸孝二君。

○田丸自治振興部長

それではお手元の方に、二通りの資料をお配りをいたしました。

まず薄い方でございますけども、湯治村の経営安定資金の支援に関する説明資料、これが今日の事態に至ったことについての原因と、それについてどのような取り組みをしたかというペーパーであります。そういったこれまでの経過を受けて、次に湯治村の中期計画ということで、5年間の計画をお配りをしていますが、今後どのように取り組んで経営の改善を図っていくかということの計画でございます。まず、最初に申し上げました支援に関する説明資料の方をごらんいただきたいと思っております。なおこれは、株式会社神楽門前湯治村から提出された



ものをそのままお配りをさせていただいております。

市の支援が必要だった要因でございます。施設の老朽化に比べまして、新たなライバル施設等が近年特に出てまいっております、過去5年間、これは中期計画の方で後ほどご説明申し上げますけども、業績が低迷をして、どんどん切っております。特に平成17年、18年の落ち込みにつきましては特に厳しくなっておりますということでございます。それから合併後市から管理委託料ということで、お支払いをしておりますけども、3年間で総額2,500万程度減額になりました。これはいわゆる真水でございますので、そういった意味でこの資金がないというのはキャッシュフローにとっては大きなボディーブローのごとく効くものであったらと思います。それから3番目に当初予定しておりましたリニューアル工事期間が予想以上に伸びることによりまして、この期間中の売り上げ損失、約2千万円が出ました。これも非常に大きな負担になったということでございます。こうしたことは当然予想ができることではございます、利用者増、それから経費削減対策等をとったようではございます。基本的にはこうした状況に対応するために各店舗等では、日々営業努力を重ねてまいったということが第1点、それから土日につきましては宿泊客を含めてあるわけではございますが、平日が非常に閑散としていると。こういう状況で平日の集客対策として、広島バスセンターから高速直通のバスを入れまして、日帰りのセット商品等を出して、客寄せをしたようではございますけども、なかなか効果が現れなかったということでございます。それから神楽がオフの冬の寄席、それから宿泊セット、そういったこと等も試みたようではございますけども、やはり十分その効果が上がらなかったということだそうではございます。一方で広島市の観光コンベンションなり、バスセンター等にポスターや販促のチラシ等、入れましてPRに勤めていたということでございます。また一方で経費削減の対策でございますけども、原材料費等につきましては、納入業者と交渉をしたということでございますが、特に地場の業者さんが非常に多いということでございまして、ある意味ではそうした原材料費等につきましても値切る限界がございまして、さらにお風呂等に使います重油等につきましては、ご承知のとおり現在リッター当たり76円65銭というようなことで、平成15年度から比べますと相当値上がりしているというようなことで、経費等もなかなか削減できない現実があったようであります。

それから役員報酬の減額、2年連続賞与の減額等、人件費の抑制も行っております。役員につきましては全員10%のカットを行ったようではございますし、人件費につきましてもそういうことを含めまして、4%程度カットをし、年間では800万円程度での減額を行ったようではございます。こうした努力にも関わらず今日の状況に至ったということでございます。

次にリニューアルを受けまして、今後どのような経営をして、経営の改善をしていくかということでの資料でございます。当面5年間の計画を立てておるようでございます。中身を少しご説明申し上げたいと思いますが、まず神楽門前湯治村の関係であります、先ほど申し上げましたように日帰りの入湯等を増やしていくというのが一つの大きな柱になってまいります。そういった意味でポイントカードを導入したり、風呂の日であったり、湯治村の日26日と12日でございますが、そういったものを設けて利用者の得点制度によるリピーターを獲得を目指す、こういったことをするようでございます。一応2、3年で年間8万5千人程度、売上高4,500万円を大体は平成14年度が一番ピークになっておりますが、そこらあたりを目標にそういった数字をクリアするべく頑張りたいということでございます。なお、ポイントカードにつきましてはそこに掲げておりますので、省略をさせていただきます。

それから宿泊部門でございますが、先ほど申し上げましたように土日につきましては、ほとんど満室になるような形でお客さんに入らせていただいておりますが、平日が極めて低いということの中で、そこにマルポチを二つ掲げておりますけれども、エージェント等との総客契約によつて稼働率をアップするという。これは少し具体的に申し上げますと現在契約しているのはリゾートソリューション株式会社という、東証一部に上場している会社であるそうでございますが、これは会員企業1,700社等と契約しております、大体会員が117万人いるそうではありますが、これの指定の宿泊施設として登録をした。そういった業者からもお客さんを入れていただくと、こういったこと。それから今後の検討ということでございますけれども、市内ゴルフ場2カ所ございますけれども、そういったところとのいわゆるゴルフとのセットでの展開、財団法人での広島市の職員互助会、これは会員が1,400人くらいいるそうでございますが、市の互助会、これの指定施設という形での指名を受けるということで、今後頑張ってみたいということをお予定しておるそうでございます。こうしたことの中で特に平日の稼働率アップということを念頭に頑張っていきたいということで、3~4年ということの中では年間1万2千人、売上高9,600万という形のところへ持っていきたいということでございます。それからその下の土曜・祝日前の客単価のアップということでございますが、土曜・祝日前の客単価が現在9千円、つまりこれは素泊まりの部分でこういう金額なんだそうですけど、これを1泊2食という形をお願いをするということで、年間の売上高等を1千万程度上げていくということをお狙っておるようでございます。

それから次に飲食の部門でございますけれども、予約の宴会ということで、これも取り組みを既にしておりますけれども、今まで10名様以上ということございましたけれども、市内につきましては5名様以上

ということで、いわゆる宴会の部門を強化をするということ、それから和食の食堂ふくすけというのがございますけども、これがみんな千円以上の単価だったんだそうですけども、いわゆるカツ丼でありますとか、そういった天井とかを入れ込みまして千円以下のメニューも入れて、入っていただきやすい環境づくりをしたいということだそうです。

それから次のポチでございますけども、麵処権兵衛というところがございますけども、これはうどん、そばのお店でありますけども、これもメニューを追加をしていきたいと。それからキッチン蔵でありますけども、これは新聞にも載っておりましたけども、もともと喫茶店でしたが、本格のイタリアン料理のお店としてスタートをしております。これが割合人気が高くて、夫婦なりアベックの方もいらっしゃるようではありますが、何人かで女性の方が団体でいらっしゃるとかいうふうなことでの客層の開拓にも成功をしておるようでございます。ここらあたり売り上げが3カ年で2千数百万増加という形で設定をしておるようであります。

それから物産の部門でございます。オープンの前日に私もどのようなリニューアルになっているかということで行かせていただきましたけども、一つはお土産品の業者さんと提携して、いわゆる湯治村の特有の商品の開発ということと同時に、安芸高田市内のそういったお土産も売り込んでいくということで、現在取り組みをさせていただいております。市内では15社と協議をしておるようでございますが、現在8社が既に取り引を開始。あと5社程度は非常に前向きに考えていただいております。こういうふうにお聞きをしております。こうしたことの中で、年間8万人、売上高8千万程度を見込む形でのもくろみを持っているようでございます。

次に食品販売加工部門でございますけども、豆腐、パン、餅菓子、惣菜等をやっとするようでございますけども、実は平日が非常にお客さんが少ないという中で、これを全てしていくということになりますと人件費、売れ残りの問題等も出てきますのでそこにありますように、例えば今日はパンの日であるとか、明日は惣菜の日でありますとか、いう形で平日についてはある程度の合理化を図っていく。さらには土日については当然フルメニューで対応するわけでございますが、そういった形で経費の節減を図る。一方ではパンとか餅菓子、豆腐なんかもそうありますけど、市内へ極めて少ない数量を湯治村だけで売るといことになりますとどうしても人件費がかかってきますので、一つひとつの単価が高く設定になって赤字になっていくというのは通常でございますので、やはり人気のいい食品につきましては、市内にちゃんと売り込んでいくと、そういった戦略等もとっていただくようにお話をしているということでもあります。

それから資料館、文化部門でございますけども、これにつきまして

は神楽ということの中で、今言ってしまうとそういった文化を知っていただき、その中で神楽グッズを買っていただいたり、民芸品など買っていただいたり、そういう位置づけなんだろうと思います。そういう意味では、ここの部分はむしろ収益の事業というよりも言ってしまうと非収益的な部門でございます。神楽を見ていただくと同時にそこにありますように、市内の文化団体を含めて、幅広い芸能を見ていただく場という形での衣替え等もしていきたいという計画だそうであります。

それから神楽の定期公演につきましては、この間引き続き根強い人気を持っておりますので、定期公演をしていきたい。さらにイベント等につきましてもそのような形でしていくということでもあります。前回、収益の低下が基本的にはどの辺で起きているのかということでも申し上げましたけれども、やはり入湯、宿泊、飲食、ここらあたりが非常に落ちているということもございますので、そういった意味ではここらあたりを中心にして、今回のリニューアル契機にして、今申し上げましたような中身で経営の発進を図っていきたいということもございます。

それから道の駅の関係でございますけれども、ここは観光の立ち寄りの利用者の方もいらっしゃいますけれども、非常にビジネスの関係の利用も多い。特に惣菜等1品ずつ取って食べるというような形での工夫等もしておりますので、そういったことを含めて、今後もメニューの充実を図っていきたいということだそうであります。これは微増でありますけれども、年間4万5千、売上高3千というところでいきたい。物産の部門であります。本来ここは干物の市場ということでありましたけれども、見ていただきましたように残念ながらこれは、初年度をピークにして減少をしているというのが実態でございます。そういった意味では先ほど神楽門前湯治村の加工部門でつくる豆腐等の話をしましたけれども、やはりいいものはここで売る。また市内のいろんな商品等もここで売るというふうな形での、やはり考え方を切り替えていくということのようでもあります。私たちもそういったことを含めてお願いをしております。特に高宮、美土里等におきましてはニュージーランド村での産直なり、神楽門前湯治村での野菜等が産直など行っておりますけれども、それだけでは量的にははけないわけでございますので、こういった場を通して農業の振興を図っていくということも一考されるべきであろうということも申し添えていただいております。

次にコンビニ部門でございますけれども、市の北部にコンビニエンスストアがないということもございまして、20万人前後の来客があるということだそうでございます。季節商品等コンビニ特有のノウハウがございますので、そういったものを活用しながら売り上げ増を図っていくことを予定しております。

こうしたことの中で8ページを見ていただきたいというように思い

ますけども、収支の計画でございます。売上高の現状を平成10年のピーク時、そして18年度の前期の決算、今回18年度の直近の見込みをそこに上げております。湯治村につきましてはピーク時4億7千万円余りから昨年は4億1千、そして18年度は4億を切るという形で急カーブで落ちているというのが目に付くところであります。

それから道の駅につきましては、2億弱から若干下がっているということは見て取れます。特に先ほど申し上げましたように物産につきましてはやはり当然今後のあり方を含めて考えていく、リニューアルしていく必要があるんだろうというふうに考えております。

こうしたことの状況から先ほど申し上げましたことを行いまして、まず平成19年度の売り上げの目標でございます。神楽門前湯治村で先ほど言いましたようなことをトータルしますと4億3,200といったことの目標をクリアしたいと頑張るところでございます。

道の駅北の関宿につきましては2億円、合わせて6億3,200万とこういうことを目的に頑張るということでございます。

次に損益計算書と中期のキャッシュフローについては別紙とありますが、まず別紙1の方を見ていただければと思います。これは過去5年間の業績の推移表でございます。質問の中にもございましたけれども、計画に比べてどの程度の実績になっておるか、こういったご質問もございましたので、ここで合わせてご説明を申し上げたいと思います。まず売り上げがこの間一貫して減少しておることにつきましては、先ほど見ていただいたとおりでございますので、そういったご理解をしていただければと思います。17年度の計画は湯治村の方は4億7,400万余りでございますけれども、4億1千ということで86.8%の目標の達成であります。18年度は4億4,400万円余りの目標でございますけれども実際は3億9千万余りということで88.20%の達成ということでございまして、いずれにしても10%以上計画後の目標は下がっておるのが実態でございます。

支店の道の駅の方でございますけども、17年度は2億2千万余りで、2億弱ということで86.94%、それから18年度は2億800万円余りで1億9,500万円余りということで92.20%ということになります。道の駅につきましては18年度は目標に若干近づいているようでございますけども、目標そのものが下がっていったということでございます。そういったことの中で、この1、2年につきましては計画どおりの実績を上げられないで、むしろそれに上をいわゆる落ち込んでいっていったというのが実態だろうと考えております。

次のページであります別紙でございます。中期の損益計算書でございます。湯治村につきましては19年3億9,500万円から、いわゆる22年、ここで4億4,400万円余りということで一つのピークを迎えるという設定をしております。指定管理の委託料につま

しては一応2, 700万という数字を上げております。入湯税の売上高であります。19年度1千万から22年度、23年度には1, 124万8千円と、こういった数字でございます。この入湯税につきましては、現在安芸高田市の方ではこれに相当する金額を基金として積み立て、こうした大規模なりリニューアルであったり、不測の事態のときに使うという形にさせていただいておりますので、今後ともそのような形をお願いをしたいということでございます。ちなみに5年間で5千万円余りをそうしていただければ基金が積み上がってくる形になるかということでございます。

道の駅につきましては1, 900万円から22年には1億9, 700万円余りの数字で推移をするという形にしております。会社の全体とすればそういった数字をすべて足しまして、6億3, 200万からピーク時は6億9千万余りということでございます。売り上げ原価等につきましては42%前後のところを見込んでおるようでございます。

その結果、下から4、5行目にあります営業利益でございますが、19年度1, 152万円から22年度は2, 700万円、23年度は2千万余りと、こういった営業利益を上げ、営業外の収支、特別損益等を引かしまして、最終の税引前の利益が650万、それから22年には2, 200万余りに持っていきたいというもくろみを持っておるようでございます。こうした結果、今回はキャッシュフローについて不測の事態を招きましたけども、そこにございますように税引前の経常利益と原価償却費の合計を見ますと1, 800万から22の3千万、それから繰越の金額におきましては41万9千円から段階的に増えまして22年には1, 100万、23年には1, 600万という形でキャッシュフローも回っていく構造もつくり上げたいということでございます。

それから資料ではなしに、口頭で説明を少し申し上げたいと思っておりますけども、改修期間が2週間から2カ月に延びた原因というのはどこにあったのかということも、特別委員会の中ではご質問ございましたけれども、実は夏の時期に2週間弱でやりたいと、こういった計画を当初持っておったようではありますが、どうしても水周り等々の仕事が多くなってまいりますので、したがって一番稼ぎ時であります、そういった夏等はずして、閑散期である2月ということで工事に入ったということになります。そうしたことで養生期間等も少し延びるというようなことがございまして、25日程度工事期間が必要になり、当初のもくろみから大きく外れたということだそうでございます。それから入浴チケットの販売場所等でございますが、これは施設内で現在売っておるということでございます。ただこれにつきましては実際はチケットの販売手数料等の問題もございまして、今後当然市民の皆さんに、特に利用をお願いしたいということであれば、当然市外でも施設外でも売るといったお願いはせざるを得んだろうと思っております。

それから財源の問題でございますけども、先ほど総務部長の方から基金等の取り崩しの中でお話をさせていただきましたが、今回の2,700万円につきましては基金等を持って対応をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

以上であります。

○松浦議長

引き続き福祉保健部長 廣政克之君、答弁を求めます。

○廣政福祉保健部長

それでは私の方からまず30ページの障害者福祉費の1,937万4千円の減額であります。この件につきましては当初予算、平成18年になりますけど、大体17年度の実績等見込んでの当初予算の編成になるということでございまして、ご承知のように10月1日の自立支援が施行されたということでございまして、それに伴いましてのサービス事業の単価の一つは減額、また利用者への1割の負担の改正はなされたところでありまして、それに伴いまして国県支出金の933万2千円の減額。また地方債の840万につきましては住宅改修の貸付金として1件420万円という形で予算計上させていただいたところでございます。主に減額につきましては委託料等の減額になりますけども、この件につきましては日常生活用具等、業者への9割相当分の委託料、また認定調査委託106項目等の調査をお願いするわけでございますけども、この件のひとはさん、また清風会さんの方に委託をさせていただいております。この件数が減ったこと、また障害者等の虐待等でいろいろ問題が出てきます場合には後見人の利用制度がございまして、その2件をみますけども、それが不用になるという形で、大体この委託費を810万弱の金額を減額したところでございます。また、負担金の助成でありますけども、これにつきましてはMPO法人の貴船、またひとはの作業所に通所の人数が増えたということで、その補助金として227万5千円程度増額させていただいております。また扶助費でありますけども、ホームヘルプサービス、またショートステイ、ディサービスがそれぞれ減額になっておりますので、1,215万7千円の減額をお願いしておるところでございます。このサービスをするということになればこの一般財源164万2千円プラスの900万の財源が必要かと考えております。

次に32ページの方で委託料、1,480万1千円のお尋ねでございます。これにつきましては総務部の方で一括管理をしておりますので、総務部長の方からご答弁をいただきます。

それと33ページの2目の健康づくりの推進事業費であります。この件につきましてはご質問のとおり、健康づくりというひとつの推進につきましては当然推進が今後必要になってくるということであります。内容につきましては、総合健診等20日程度市内で行いますけども、本年度より保健師が本庁の方で一括的な総合的な管理体制に入ったということでありまして、乳幼児の健診等に医師派遣等をお願いいたしますけども、保健師がいないという時には補助的な看護師等も委託を

お願いせんにゃいけんというような形ですけども、今回は効率よく保健師等を派遣もできましたし、そこらの点も経費も削減できたんじゃないかと思います。また、健康教室等につきましても他の部署もいろいろ健康づくりについてのフェア等の教室等も開いております。福祉保健部としても高齢者対策としても介護予防教室等も開いておりますし、それらとの併合制も合わせていただいている教室等のそこらの経費もある程度節減できたように思っております。補助金等も減っておりますけども、これにつきましては母子自立支援等のDV対策等している施設への一時預かり等お願いしておる補助金等の削減をしとるところであります。大体中身的にはそういうような形で今回補正をお願いしたということでございます。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

副市長 増元正信君。

○増元副市長

土地開発公社についてお尋ねをいただきました。公社のあり方でございますけども、現在国を挙げての財政健全化の嵐の中では今回連結指標による財政の判断をなさいということでございまして、一般会計だけではなしに特別会計、そして地方公営企業、第3セクター、投資もありませんけども病院とかバスとか、そういった事業も隠れた借金はないのかと、そこも全部洗い出して総合的に判断をなさいということでございまして、当公社の方も起債残高は1億円余りであったというように思いますけども、旧町からの持ち込まれた土地につきまして、これにつきましては今後知恵を出し合いながらその土地の有効活用ということで取り組んでまいりたいと思っております。今後の新たな公社の展開でございますけども、投資的経費、事業を進めなければいけない部分もありますけども、どんどん開発を行うという状況にはないわけでございますけども、先行取得をしておいた方が、有効にスムーズに事業が運ぶということであれば、公社の機能を有効に活用をしていくということは必要であろうと思っております。中北川根線等につきましても事業主体は県道であるということで、今後県とも協議を重ねる中で公社の役割があれば、活用すべきであると思っております。現在の中北川根につきましては家屋の移転ということで、少し時間がかかるということで、繰越をかけさせていただいておるということでございます。

以上でございます。

○松浦議長

続きまして答弁を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長

6ページの第2の債務負担行為の補正の関係でご説明させていただきます。県委託の中北川根線でございますが、今、増元副市長からもございましたように、家屋の移転を18年度に1戸予定をしております。この関係で18年度では契約の方は進めさせていただくわけですが、移転がまだ完了できないということで、残りの移転場所へ移転を



していただいて、取り崩すということ、少し時間がかかるということ  
でございまして、ここへ期間を平成20年度、また限度額を1,900  
万円ということで計上させていただいております。

以上でございます。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

産業振興部長 清水盤君。

○清水産業振興部長

27ページの地籍調査費の1,642万7千円の減額の内容のお尋ね  
でございます。18年度の地籍調査事業につきましては、約3.2  
平方キロの新規地区の調査と、それから約5.9平方キロの継続調査  
地区の事業と、さらに単市事業であります吉田町の1.34平方キロ  
の再調査事業の主に計画をして、スタートしたものでございます。最  
初に申し上げました、新規地区と継続地区につきましては、国費を受け  
て事業を実施しておりますが、これの確定によりまして、今年度3,  
190万の事業の割り当てをいただいております。当初予算に比べま  
すと約1千万の少ない予算の割り当てでございまして、今回事業の割  
り当ての確定によって、1千万の補助分の減を補正を計上してござ  
います。また単市分であります吉田町分の500万の予算でございま  
すが、これをこのたび減額をしたもので、吉田町の再調査の事業の状  
況でございますが、現在は約全体関係者が190名ということでござ  
います。その全体の皆さんへの説明を現在準備をしておるところで  
すが、地元の窓口になっていただいております方の調整に今年度時間  
を要しまして、やっと先般地元の過去のお世話をいただいた方を  
中心としながら、状況説明と今後の取り組みについて説明をさせ  
ていただきました。19年度におきまして、この約190名の関係  
者の皆様に状況の説明と今後の計画について説明と理解を求め  
て、事業実施に取り組んでいくという、現在の計画にしてござ  
います。したがって、今年度業務委託等の予算が実施できなかつ  
たということで、500万円の単市分の予算を減額させていただ  
いたところでもあります。また、19年度に先ほど申し上げた計  
画で、事業と取り組んでまいりたいということでございま  
す。19年度予算の方に計上を現在させていただいております  
という状況でございます。

それから災害復旧費の関係でございます。51ページでござ  
います。12月に補正で復旧費の予算を計上させていただきました。  
これはまだ査定を受ける前の状況でございます。被害状況を  
勘案しながら補正を計上させていただきました。現在は査定  
を受け、査定額は決定をしております。この査定額をもとに  
実施を今設計を組んでおるわけでございますが、実施を  
組みますと若干数字が増額になっていくという傾向がござ  
いますので、この査定額をもとにした総額に対して、18  
年度で国から予算割り当てを受けた大体75%から80%の  
予算を18年度分として計上して、残りにつきましては、19  
年度予算に残りの25%から20%の予算を現在19年度  
予算として計上をさせて

いただいておりますという状況でございます。

以上でございます。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

教育次長 沖野清治君。

○沖野教育次長

48ページの国際交流費の負担金補助及び交付金の減額補正についてでございますが、ご案内のように国際交流につきましては、安芸高田市全域に広げたのが本年度の取り組みでございます。そういった中で、本年度ニュージーランドの方へ安芸高田市民の方が行かれたわけでございますが、10名を募集したところ、8名が応募されたということで2名減による減額20万円、また生徒がニュージーランドのダーフィールドハイスクールの方へ伺ったわけでございますけど、12人のうち、12人が応募してくれましたけれども、日数を2日ほど短くなったという点と、交通費が安くついたといったことから24万4千円の減額となっております。また相互交流ということで、市民の交流をしておるわけでございますけども、こちらからは毎年行くわけでございますが、ニュージーランドからは2年に1回ということで、本年度はその受け入れの年となっております。しかしながら来られた方が今回おられなかったということでございまして、40万円の減額ということでございまして、これらが主なものでございます。

以上でございます。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

それでは32ページの保育所費に関連しますご説明をさせていただきます。

まず、委託関係の関係でございますが、1,480万1千円の補正額でございます。そのうち保育料等の徴収事務をいたしますシステム改修費につきまして、136万1千円を計上いたしております。それと業務委託の関係につきましては1,344万円、計1,480万1千円になるわけでございます。

内容的にご説明させていただきますと、保育士の産前産後、育休の代替、この関係が4名ほど正規の職員であります。ひまわり保育所、甲立保育所、小田東、吉田保育所の各1名ずつでございます。また、園児数の増額によりまして保育士の業務委託でございますけども、2施設でございます。2施設で金額といたしましては489万4千円、これはこぼと園とふなさ保育園でございます。4名分の代替につきましては535万8千円でございます。それと市職員の異動によりまして、調理師等の補充職員といたしまして、1施設吉田の保育所になるわけですが、163万3千円、それと市職員、病気休暇等、また通常の休暇等に伴います代替勤務といたしまして、155万5千円、合計1,344万円の補正額でございます。

以上でございます。

○松浦議長 この際、16時35分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 4時26分 休憩

午後 4時35分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き質疑を求めます。

1番 明木一悦君。

○明木議員 まず災害復旧に関してなんですけど、今回の先ほど説明いただいたんですけど、大体现状で何割程度復旧されているのか、復旧率ですね。それと、あと何割程度残りがあるのか、いうのを一つと。

もう一つが今回先ほど湯治村の説明いただいたんですけど、これは湯治村から出された資料を読むだけだということだったんですけど、この計画を見られてどのような感想をお持ちなのか、今回の補正に対して、これを本当に執行するための資料として出されたと思うんですけど、これをどのようにとらまえているのかお伺いします。

○松浦議長 ただいまの明木議員の質疑に答弁を求めます。

まず建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長 ただいまの災害の関係につきまして、ご質問にお答えさせていただきます。

公共土木施設災害につきましては、査定を受けた件数が河川道路合わせまして103件ございます。そのうち平成18年度の目標といたしまして、73件程度を工事を出したいと、ただ先ほど総務部長からもございましたように、103のうちをかなりまとめて大体60件前後にまとめての発注ということでございますが、一応査定を受けた箇所数で言いますと7割強を出したいと。それから工事の進捗と言いますか、そういう状況でございますが、去る2月の22日に入札をしたのがまだ少し小さいのは出したのはあるんですけど、13号台風にかかりましては、今入札執行している状況でございます。3月末までに103件のうち73件程度出したいということで、工事につきましてはまだ進捗を見ていないのが状況でございます。

以上でございます。

○松浦議長 続いて産業振興部長 清水盤君。

○清水産業振興部長 同じく災害復旧の関係でございます。農林関係の災害復旧の状況でございます。

農業関係、農地、農業用施設関係を合わせまして、107カ所の復旧を計画しております。それから林業施設、林道でございますが、林道につきましては、16カ所の復旧を計画させていただいております。公共と同じように2月下旬から入札を始めております。まだ完成というような状況にはなっておりませんが、先ほど予算の関係で申しましたが、大体8割程度を18年度で発注を計画をさせていただいており

ます。残りにつきましては19年度予算で、19年度で執行を予定しております。

以上でございます。

○松浦議長

続いて答弁を求めます。

自治振興部長 田丸孝二君。

○田丸自治振興部長

この5カ年の計画でございますけれども、計画の数字を見ますとピークでありました平成14年度の現場の売り上げ、湯治村だけでございますが、4億2,500万円余りでありまして、それを上回る目標を設定をしておるということでございます。そういった意味では相当厳しい計画だというふうに私ども認識しております。ただ地域の皆さんの湯治村に対する強い思い入れがございますし、さらに前回の委員会で申し上げましたように、地元に対する経済的な貢献度でありましたり、または神楽という文化に対する貢献度でありましたり、そういったことを考えるとやはりなくしていい施設ではございませんので、腹をくくって頑張ってください以外に私どもはないと判断をしております。ただ、こういった施設はリニューアルごとに一定の売り上げの増を見ますけれども、やはり4、5年をピークにしてまた下がっていくというのが言ってしまうと運命でございますので、そういった意味では入湯税等の基金を積み立てながら、再度リニューアル等していくという形に今後ともなっていくんだらうというふうに考えております。ただ、現実の問題としましてこうした計画が達成できないということであれば、この間こうした施設に関しましては収益的な事業につきましては、独立採算でやっていただく。非収益的な事業につきましては収入を除いた部分について指定管理の委託料を払っていくと、こういった原則をたてておりますけれども、こういった原則が今後崩れていくという形になります。実際に神楽門前湯治村だけでなしに、他の施設においても既にそういう状況になった施設もございまして、今後近隣のうちにそういった状況になる施設も見受けられます。そういった意味では今後こういった、いわゆる地域振興の施設を、市としてどのように支えていくのかという、根本的な議論が近い将来訪れてくるのだらうと思っております。

以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

1番 明木一悦君。

○明木議員

今の湯治村の計画について、これについてどのように考えられているかということをお聞きしたわけですね。予算執行にあたってこれが基本になるわけですから、その中でやはり当然地元の振興基盤としてつくられたわけで、なくすわけにはいかないというのは既にそれは委員会の中でもいろいろ協議をしてくれています。神楽に対するという言葉も出てきたんですけど、ただリニューアルをしていく、それで何とか売り上げを上げていくというのは、これが運命であるというのはず

っとじゃあここへ将来的に投入していくのかという形になってくると思われるんですけど、ここでやはりこれが出てきて、これだけの財源を投入していくなかで、じゃあ市としてどのように取り組まれて売り上げを上げようとしているのか、まだ神楽にしてはこの中にもありますけど、なぜ美土里連合会の活動拠点だけに留めるのか、市内にはたくさん神楽をやっている団体が吉田、八千代、高宮の方にありますけど、なぜその辺を取り組んで事業を延ばそうとされないのかとか、原油価格が沸騰しているのであれば地域的な財産として林業というものがあります。そのあたりを活用はできないのか。そのあたり市として取り組むことがたくさんあると思うんですけど、その辺がなぜこの計画を見て、先ほどのような答弁だけで終わってしまうのかなというのが非常に残念なんです。そのあたりどのようにお考えなのか、もう一度お伺いいたします。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

自治振興部長 田丸孝二君。

○田丸自治振興部長

まずこの施設の管理運営につきましては、指定管理者制度を持ちまして、いわゆる株式会社神楽門前湯治村が全責任を負って経営をしていくということで整理をつけている施設でございますので、したがって第一義的には株式会社神楽門前湯治村が経営のすべての責任を負うということだろうと思います。ただ市としましては、いわゆる周辺のいろんな環境等につきましては当然ご支援を申し上げていくという立場になってくるんだらうというふうに思います。そういった意味でご指摘がございましたように、これは旧美土里町の時代につくられた施設でございますけども、現在は安芸高田市の施設でございますので、ご指摘のとおり他の神楽団等ございますので、それが一同に会して競演をすると、そういったことは当然あるべきだろうと思います。そういった意味で今回湯治村としてもそのようなことで、他の町のそういった神楽団体と協議に入りたいという意向を持っていただいておりますし、私どもも観光協会等々の新たな組織化ということもあるようでございますので、そういったことを通してご支援も当然申し上げていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

19番 岡田正信君。

○岡田議員

53ページの地方債のことについてお尋ねしますが、いろいろありますけど、15番目の減収補填債というのが地方交付税多分100%導入されると思うんですが、ずっと上から順番に地方交付税に75%とか70%とか返ってくる分についてパーセントちょっと教えていただけませんか。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

それでは交付税算入ということの大体の比率と言いましょか、交付税で措置されるという状況の率をご説明させていただきたいと思っております。一般公共事業債といたしましては、57.8%それと一般単独事業債の中にありますが、このうち一般単独につきましては大体70%の回収ですね。次に特例債については70%でございます。公営住宅につきましては、事業対応ございません。義務教育は33.4%、辺地対策が80%、一般廃棄物の対策は50%、厚生福祉はございません。社会福祉事業債もございません。転換債もございません。過疎対策は70%、地域改善対策事業債につきましては、30%の事業となります。財源対策債は77.8%のポイントを持っております。減収補てん債は65%、臨時財政特例債につきましては100%でございます。住宅の資金の貸付事業債につきましては交付税対象はございません。ただ、一般単独事業債の中には地域総合事業債、また臨時地方道、道路等の財源に充当いたします臨時地方道、また河川等の整備、地域活性対策事業債等ございまして、一概に今の70%の減額が対応になるということにはございません。この過疎債みたいに7割というような全額の元利償還に対してそういうパーセントをかけて交付税措置していただくものと、事業費の枠の中で積算して上がってくるものもございしますので、多少そういうところについては違いますけども、大抵現在我々が交付税措置される考え方につきましては、61.4%ぐらいは交付税措置をされるという考え方の中で、処置をいたしております。

以上でございます。

○松浦議長

答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

17番 今村義照君。

○今村議員

ちょっと繰り返しになるかもわかりませんが、繰越明許のことでお伺いしたいと思います。

あくまで繰越でございますので、19年度ですべてを完成するというふうには私はとらえておりませんが、少なくとも各種事業がおよそ上期の段階でどのぐらいの執行がされるんだろうか、そこら辺の見通しについて雑駁でよろしゅうございますので、報告をお願いしたいと思います。

2点目は26ページの自治振興費のことでございますが、私が聞き漏らしたかもわかりませんが、地域振興支援費として392万5千円の減額になつとります。これの主たる要因は何だったのか、それがその前の20ページの地域振興基金に繰入金として230万円上がっておりますが、これとの連動性がどうなっているのかお伺いをしたいと思います。

それと社会教育の関係でございます。47ページの生涯学習推進費

でございますが、これの中で青少年教育事業費が123万2千、これはかなりのウエイトが高いと思うんですが、これの減額理由について説明をお願いいたします。

以上でございます。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

まず1点目の繰越明許の関係でございます。当然前期に予算の1年間を通した前期に完了するというのは、一番大きな第2庁舎が10月に完成のめどをさせていただいております。それと後の国庫補助金に関連するもの、また災害復旧費等についてはどちらにしましても国との調整協議が必要となってきております。当然18年度からの交付されるものを19年度に実施するわけですから、国機関等の財源の承認が必要となってきます。そういう状況もございますので、即いつまでという状況じゃないかもわかりませんが、ある程度年度末まではかからないと思っております。災害復旧については当然早期に着手出せるような状況も聞いておりますので、大体の12月めどくらいがある程度の方向性が出るかなという思いがしております。ただ今後1年間の発注計画というものも、入札計画の発注計画もしなくてはなりません。19年度の予算と合わせて繰越明許にかかります事業も合わせて発注計画を樹立をさせていただきたいと考えております。

以上であります。

○松浦議長

自治振興部長 田丸孝二君。

○田丸自治振興部長

26ページの地域振興支援費、392万5千円の減額でございますが、これは美土里町の小学校の跡地の整備で現在3カ所で基幹集会所を建設しておりますが、そのうち旧本郷小学校の後に建設しております建物でございますが、これが現予算が6,545万5千円でございますが、実施の段階で6,153万円程度で終了するということがございましたので、392万5千円の減額をしておるところでございます。

それから20ページの地域振興基金繰入金でございますが、これは合併に伴いまして、正確な数字は覚えておりませんが、30億余りの基金を積み立てをしておりますが、その預金利子が入りまして、それを積み立てるものだろうと思っております。

以上であります。

○松浦議長

皆様にお諮りします。

本日の会議時間は議事の都合によって延長したいと思います。

これにご異議ございませんか。

あと一人の回答がありますので、時間が延長になったとき困りますので、それで延会を諮らせていただいております。

〔異議なし〕

○松浦議長

それではこれに異議なしと認め、会議を時間延長いたします。

次に答弁を求めます。

教育次長 沖野清治君。

○沖野教育次長

青少年教育の事業費の残でございますけども、これにつきましては成人式の記念品、これが入札によりまして安くできたといったようなことで、53万3千円の減、それから甲田のわんぱくキッズの事業、これが縮小されたということで、11万円の減、それから業者印刷費の10万円の減、また先ほど申し上げましたわんぱくキッズ等の自動車の使用料といったようなところが26万2千円の減といったようなところが主なものでございます。

以上でございます。

○松浦議長

答弁漏れはございませんか。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

明日は午後1時30分から再開いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 5時00分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員